

## 第4期

# 静岡県地域福祉支援計画【中間見直し】

(案)

※現行計画からの修正箇所には、下線を付しています。

※第2回評価委員会からの修正箇所には、下線・網掛を付しています。

令和6年2月

静岡県

# 第4期静岡県地域福祉支援計画【中間見直し】

## 目次

### 第1章 計画の主旨

1	計画の中間見直しについて	1
	(1) 中間見直しの主旨	
	(2) 中間見直しの位置付け	
2	計画の位置付け	2
	(1) 計画の役割	
	(2) 計画の性格	
3	計画の期間	3

### 第2章 施策の推進

施策体系図	5
-------	---

#### I 共生の意識づくり

1	「地域共生」の意識の醸成	6
	(1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成	8
	(2) 「子育ては尊い仕事」の理念の浸透	8
	(3) ふじのくに型人生区分の普及・啓発	8
	(4) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透	8
2	家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進	10
	(1) 地域における福祉教育の推進	11
	(2) 家庭教育の支援の促進	11
	(3) 豊かな人間性を育む食育の推進	12
	(4) 幼少期からの福祉体験の推進	12
	(5) 家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成	12
3	学校における福祉教育の推進	13
	(1) 教育機関における福祉教育・学習の推進	14
	(2) 共生・共育のこころの学び	14
	(3) 学校と地域やNPO等との連携・協働の充実	14

#### II 共生の地域づくり

1	住民の地域活動への参加・交流の促進	15
	(1) 市町地域福祉計画の推進支援	17
	(2) 住民主体の支え合いによる地域活動の推進	18

(3) 地域における相談・見守り体制の充実	18
(4) 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進	19
(5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり	21
(6) コミュニティづくりの支援	21
(7) 地域のネットワークづくりの促進	21
(8) 健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実	22
<b>2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進</b>	<b>23</b>
(1) 県・市町社会福祉協議会の活動の充実	25
(2) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり	26
(3) ボランティア・NPO等による地域活動の推進	26
(4) 企業等による地域貢献活動の推進と連携強化	27
(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	27
(6) 寄附や共同募金等への理解と取組の促進	27
(7) 多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援	27
<b>3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進</b>	<b>29</b>
(1) 福祉のまちづくり条例の普及啓発	30
(2) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	30
(3) 安心して利用できる製品やサービス・情報の提供	31
(4) お互いを尊重し、共生する社会づくり	31
<b>4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進</b>	<b>32</b>
(1) 地域防災活動の推進	35
(2) 災害時要配慮者への支援体制の強化	35
(3) 地域防災に係る情報提供の推進	36
(4) 災害時の広域支援ネットワークの構築	36
(5) 被災後の生活再建への支援	36
(6) 災害ボランティア活動の促進	36
(7) 安全・安心のまちづくりの推進	37

### Ⅲ 福祉の基盤づくり

<b>1 包括的な支援体制構築の推進</b>	<b>39</b>
(1) 分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援	42
(2) 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援	45
(3) 各福祉分野の包括的な支援施策の推進	46
(4) ふじのくに型福祉サービス等の推進	47
(5) 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進	47
(6) 福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援	48
<b>2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備</b>	<b>49</b>
(1) 生活援護を必要とする人への支援の充実	52
(2) 生活困窮者の自立支援対策の充実	52

(3) 子どもの貧困対策の推進	53
(4) 自殺総合対策の推進	53
(5) 社会的孤立の防止	53
<b>3 権利擁護の推進</b>	<b>55</b>
(1) 成年後見制度の利用促進	57
(2) 日常生活自立支援事業の促進	58
(3) 児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進	58
(4) 消費者被害等の防止に向けた取組の推進	59
<b>4 福祉サービスを担う人材の養成・確保</b>	<b>60</b>
(1) 福祉・介護人材の確保と定着支援	61
(2) 福祉・介護人材養成の推進	62
(3) 外国人介護人材の確保	63
(4) 県社会福祉人材センターの機能強化	64
<b>5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上</b>	<b>65</b>
(1) 苦情解決体制の整備促進	66
(2) 福祉サービス第三者評価等の推進	66
(3) 社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施	66
(4) 福祉サービスの情報の公表	66

### 第3章 計画の推進

<b>1 計画の推進体制</b>	<b>67</b>
(1) 庁内連携による取組の推進	
(2) 外部会議等を活用した意見聴取	
(3) 関係機関等との情報交換等による状況把握と取組の支援	
<b>2 目標設定と進捗管理</b>	<b>67</b>
(1) 目標設定	
(2) 進捗管理	
<b>3 数値目標</b>	<b>68</b>

#### 【参考資料】

I 静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部設置要綱	73
II 静岡県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱	75
III 静岡県地域福祉支援計画評価委員会設置要綱	77
IV 計画に位置付ける施策とSDGsの関連	79
V 社会福祉法（抄）	80

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画の中間見直しについて

### (1) 中間見直しの主旨

- 本県では、社会福祉法による計画策定の法定化に先立ち、平成元年10月に「静岡県地域福祉推進計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。
- 平成15年4月の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定が規定され、本県においては、平成18年3月に「静岡県地域福祉支援計画」を策定しました。その後、3期にわたる計画の策定を行い、広域的な見地から市町における地域福祉計画に基づく地域福祉の推進を支援してきました。
- 平成29年6月の改正社会福祉法において、分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、住民主体の地域づくりや多機関協働による包括的な相談支援体制づくりを主な内容とする、市町の包括的支援体制の構築が努力義務とされました。この市町の包括的支援体制の構築を一層進めるため、令和2年6月の改正社会福祉法において、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者といった各福祉分野を超えて相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う新たな事業及びその財政支援などが盛り込まれ、令和3年4月から市町の任意事業として施行されることとなりました。
- 本県においても、地域の実情などを踏まえ、地域共生社会の実現に向けて市町の包括的支援体制の構築を支援するものとし、本県の地域福祉を推進することを目的に、令和3年3月に第4期静岡県地域福祉支援計画（計画期間：令和3年度から令和8年度）を策定しました。
- 本計画については、計画期間の3年目に当たる令和5年度に中間見直しを行うこととしており、このたび見直しを実施するものです。

### (2) 中間見直しの位置付け

- 今回は計画期間の中間における見直しであることから、現行計画策定後の状況変化や関連する計画の改定等に伴い、新たな対応が求められる事項について、部分的な見直しを行います。それ以外の事項については、現行計画の内容をそのまま適用します。
- 今回の中間見直しについては、主に次に掲げる視点から実施しました。
  - ・法律の改正や国の制度改正等を踏まえ、新たな対応が求められる事項の追加
  - ・静岡県総合計画や、現行計画策定後に策定した分野別計画との整合
  - ・その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画の役割

本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として、市町の地域福祉計画の達成や地域福祉の推進に関する取組を広域的な見地から支援するための計画であり、本県の地域福祉施策の方向性を示す計画です。

(参考) 社会福祉法第108条第1項 抜粋

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※下線は法改正に関する部分（平成30年4月、令和3年4月施行）

### (2) 計画の性格

本計画は、静岡県総合計画「新ビジョン」の分野別計画に位置付けられるものであり、「ふじのくに長寿社会安心プラン」、「ふじのくに障害者しあわせプラン」、「ふじさんっこ応援プラン」などの関連する個別計画との整合や保健・医療、住宅、交通、教育、商工等の関連計画・施策との連携を確保するとともに、高齢者、障害のある人、子どもなどの福祉に関し、共通して取り組むべき事項や市町の包括的支援体制構築の支援に係る事項などについて地域福祉の視点から分野横断的に定めるものです。

#### <他の個別福祉計画の概要>

「ふじのくに長寿社会安心プラン」は、老人福祉法に基づく「静岡県老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「静岡県介護保険事業支援計画」を包含した計画であり、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念とし、地域包括ケアシステムの実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう施策を推進します。

「ふじのくに障害者しあわせプラン」は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3計画を包含する計画であり、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を目指し、障害に対する理解と相互交流の促進、地域における自立を支える体制づくり、多様な障害に応じたきめ細かな支援を柱として施策を推進します。

「ふじさんっこ応援プラン」は、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策行動計画、県子どもの貧困対策計画の3計画を包含した計画であり、「子育ては尊い仕事～社会全体で、未来を担う子どもと家庭を応援～」を基本理念とし、結婚や出産の希望がかなえられ、安心して子どもを育てることのできる社会やすべての子どもが大切にされる社会の実現を目指し、保育所の待機児童解消や子どもの安全・安心につながる様々な施策を推進します。

「ひとり親家庭自立促進計画」は、「ひとり親家庭の自立と“安心と希望がある暮らし”の実現」を基本理念とし、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援及び安心につながる支援を推進します。

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（DV防止基本計画）は、「DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して」を基本理念とし、広報・啓発から、相談体制づくり、安全な保護の実施、被害者の自立まで、関係機関が連携して推進します。

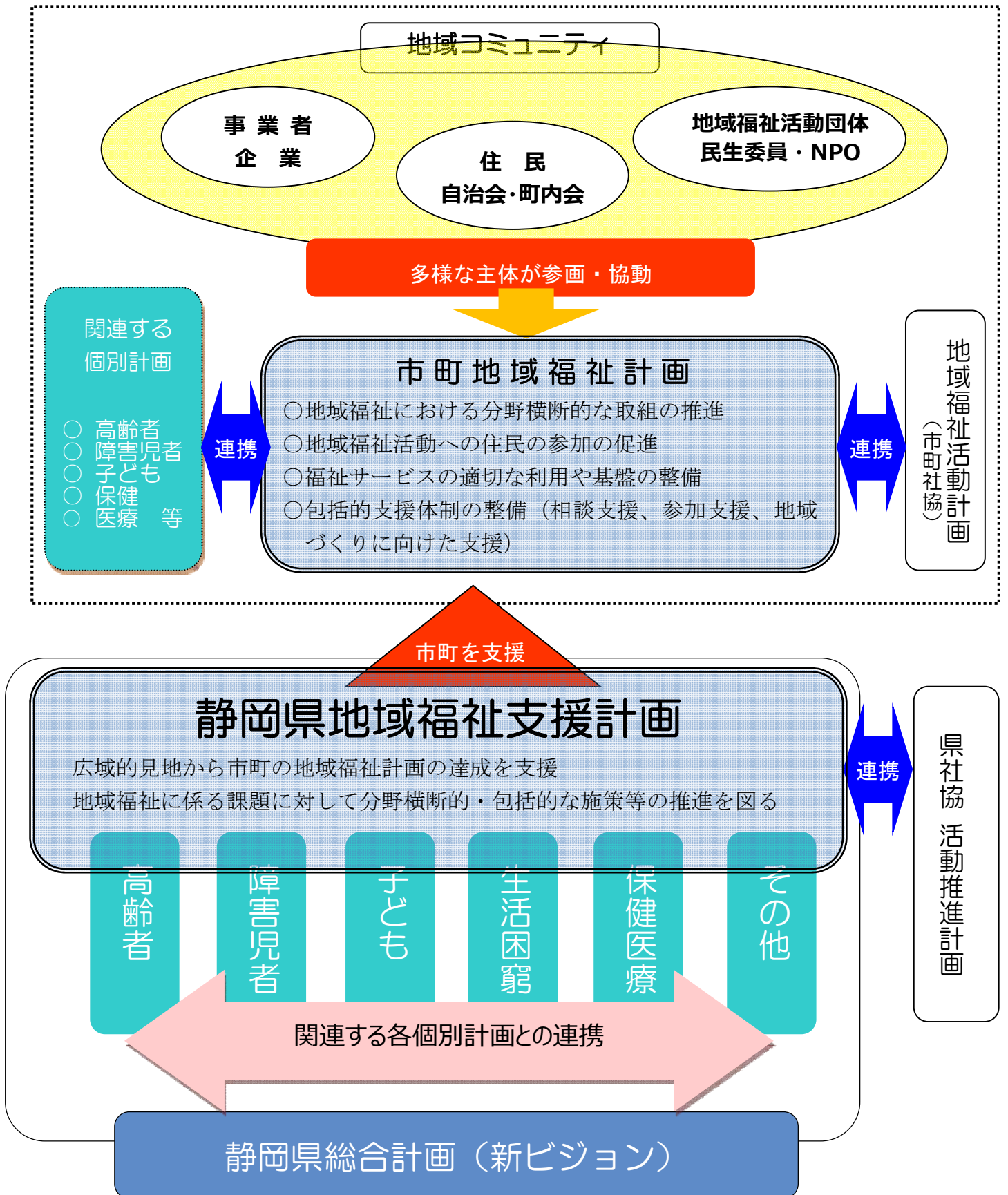
### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、3年で中間見直しを行います。

なお、社会状況の変化や社会保障・社会福祉制度の改正などの動向を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じ計画の見直しを行います。

第3期計画（5年） 平成28年度～令和2年度	第4期計画（6年） 令和3年度～令和8年度
---------------------------	--------------------------

静岡県地域福祉支援計画・市町地域福祉計画 概念図





## 第2章 施策の推進

### 基本目標（目指すべき将来像）

一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる  
孤立しない地域共生社会

### 施策体系図（大柱、中柱）



# I 共生の意識づくり

## 1 「地域共生」の意識の醸成



- |     |                            |
|-----|----------------------------|
| (1) | 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成 |
| (2) | 「子育ては尊い仕事」の理念の浸透           |
| (3) | ふじのくに型人生区分の普及・啓発           |
| (4) | 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透         |

### 現状・課題

- 近年、個人や世帯を取り巻く生活課題は、介護、育児、就労、住まい、疾病、教育、家族関係、生活困窮などの生活全般にわたり「多様化」し、複数の分野にまたがり「複合化」しています。さらに、ごみ屋敷や大人のひきこもりなどの「制度の狭間」の課題が生じ、これまでの高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者といった分野別、属性別の制度の枠組みでは対応が困難であることから、社会的に問題となっています。
- こうした社会状況から、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、支え合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域共生社会を創ることが求められています。
- そのためには、地域に暮らす人々が、お互いの個性や多様性を尊重し認め合い、地域で共に支え合いながら地域を共に創る「地域共生」の意識を持つことが重要であり、この意識の下、個人や世帯が抱える生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として受け止め、住民、自治会・町内会、**まちづくり協議会**、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が連携し、生活課題の解決に向けた地域づくりを行うことが大切です。
- 令和元年に行った静岡県少子化対策に関する県民意識調査では、多くの若者は2人から3人の子どもを持ちたいという希望がある一方で、合計特殊出生率は1.44であり、県民が望む数の子どもを安心して産み育てることができるよう、社会全体で子育てを支援する必要があります。

○地域に暮らす誰もが地域づくりの担い手であるという意識を持ち、障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、その人の意思や能力に応じて主体的に社会に参加することが求められます。特に、本県の健康寿命は全国トップクラスであり、人生100年時代に向けて、高齢者の社会参加を促進していく必要があります。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療従事者等に対する誹謗中傷やデマの拡散、差別などが、社会的な不安の高まりから全国で広がりました。この経験を踏まえ、一人ひとりが人権について考える機会とし、全ての人の人権を認め、尊重し合い、差別をなくす教育・啓発を一層推進する必要があります。

○改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

## 施策の方向

○障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、一人ひとりが地域に住む構成員として相互に尊重し認め合い、全ての人が役割や生きがいを持って社会に参加し、地域を共に創る地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進します。そのため、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体との連携・協働による、地域福祉に係る事業や啓発活動を通じて、「地域共生」の意識の醸成を図ります。

○住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体に対して、地域活動の取組事例の紹介などを積極的に行い、地域活動への理解を図り、地域活動や地域貢献活動への関心や意欲を高め、参加促進につなげます。

○子どもや子育てに対して社会全体で応援する気運を高めるため、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体と連携し、啓発活動等を通じて、地域ぐるみで子どもを生き育てやすい環境づくりを推進します。

○ふじのくに型人生区分では、46歳から76歳までを「壮年期」と区分し、これまでの経験や知識を活かし、元気に社会で活躍する世代と位置付けています。高齢者世代を中心に、若返り意識を醸成し、健康寿命の延伸と元気で活力ある、いきいき長寿社会の実現を目指します。

○県民一人ひとりが、それぞれがかけがえのない存在であることを認識し、人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく住み慣れた地域でいつまでも安心

して健やかに暮らせるよう、全ての県民に向けて、人権に対する理解促進や啓発活動に取り組みます。

○障害者差別解消法の改正に準じて、本県の障害者差別解消条例を改正し、事業者等による合理的配慮の提供を促進します。

## 主な取組

### (1) 企業、団体、学校等との連携による地域共生の意識の醸成

- ①県社会福祉協議会と連携し、市町、関係機関、各種団体、企業との協議体により行う「ふじのくに健康福祉キャンペーン推進事業」（福祉のまちづくり県民運動）や「県民福祉の日」を契機とした健康福祉の県づくりを県民総ぐるみで取り組みます。また、住民等の協力により行う共同募金活動、社会福祉関係者や地域活動団体などへの研修事業など、様々な機会を捉えて、「地域共生」の意識の醸成を図ります。
- ②子育て優待カード協賛店舗を拡充するとともに、スマートフォンのアプリを導入し、優待カードの利便性の向上を図り、子育て家庭を地域・企業・行政一体となって支援します。
- ③地域活動等の促進のため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、事業主や労働者と連携し、経済界、労働界の各団体と行政が一体となった取組を推進します。

### (2) 「子育ては尊い仕事」の理念の浸透

「子育ては尊い仕事」という理念を浸透させるため、市町や子育て支援団体と連携した啓発活動などにより、「子育て」という営みが社会的に評価される仕組みを構築するとともに、社会全体で子どもや子育てを応援する気運の醸成を図ります。

### (3) ふじのくに型人生区分の普及・啓発

ふじのくに型人生区分の普及啓発を図り、役割や生きがいを持って地域づくりなどの活動に参加し、持てる能力を十分に発揮できるよう、高齢者の社会参加の促進を図ります。

### (4) 人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透

- ①人権尊重の理念を普及するため、県人権啓発センターを中心に、関係機関などと連携し、あらゆる場における人権教育・人権啓発を推進します。
- ②新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻に係る誹謗中傷対策などのように、社会情勢の変化に応じて随時発生する事象に基づく人権問題

を含めた多様な人権課題について、県民が適切な認識を持てるよう啓発を行います。

- ③地域住民が在住外国人の様々な国の文化や習慣に関して理解を深め、地域における多文化共生の意識の普及・定着を図ります。
- ④児童虐待防止対策の効果的な実施を図るため、幅広い県民の理解を深めるための広報・啓発活動を実施します。
- ⑤障害者差別解消推進のため、ヘルプマークの配布・普及啓発や、声かけサポーターの養成を行うほか、法改正を踏まえた合理的配慮の提供について、より一層の周知啓発に努めるなど、全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。
- ⑥介護家族からの要望を受けて作成した、認知症高齢者等を介護していることを表示する「介護マーク」を、県内のみならず、全国への普及を促進し、介護する人を温かく見守り、支援する優しい社会の実現を目指します。

## 2 家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進



(1)	地域における福祉教育の推進
(2)	家庭教育の支援の促進
(3)	豊かな人間性を育む食育の推進
(4)	幼少期からの福祉体験の推進
(5)	家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成

### 現状・課題

- 地域には、子どもから高齢者、障害のある人、国籍や言葉が異なる外国人など、多様な人々が暮らすにも関わらず、地域のつながりの希薄化から、お互いに接する機会が少なく、共に暮らしているという認識が薄れているのが現状です。子どもにとって、幼い時期から家族以外の多様な人々と触れ合うことは、お互いの個性や多様性を認め合い、地域で支え合いながら暮らしていくことの大切さを学ぶことができる機会となり、思いやりや優しさなどの人間形成や「地域共生」のこころを育むことにつながります。
- 地域で働く人々の地域活動への参加を促すため、企業、民間事業所などにおける福祉教育や地域貢献活動への理解を図る必要があります。
- 豊かな人間性の醸成には家庭における教育が重要です。しかし、ひとり親世帯や夫婦共働き世帯の増加などにより、家庭での育児や介護の負担が増しており、仕事と家庭が両立できる環境の整備や地域で家庭を支える仕組みの充実が必要です。
- 「地域共生」の理解を促進するためには、幼少期からのあらゆる世代における福祉教育を推進することが重要となります。多様な人々との交流やふれあい体験など、年齢に関係なく学び合う「機会」や「場」を継続的に提供できる環境の整備が必要です。
- 「地域共生」のこころを育むため、学校だけでなく、家庭や地域において、福祉教育を推進する人材の育成や確保が必要です。

## 施策の方向

- 地域において、子どもが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境を整備するとともに、幼少期からのあらゆる世代における福祉教育を推進します。
- 働く世代の地域活動への参加を促進するため、県社会福祉協議会と連携し、企業や民間事業所などに対して福祉教育や地域活動に係る情報提供などを行い、企業等の地域貢献活動への関心や意欲を高めるとともに、その従業員の地域活動への理解促進を図ります。
- 全ての親が安心して子育てや家庭教育を行えるよう、保育サービスの充実、子育てに関する相談や情報提供、食育などを通じた家庭教育の支援を行います。また、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。
- 地域や福祉を身近なものとして考え、地域の一員として共に思いやり、支え合う「地域共生」の意識の醸成を促すため、幼少期からの福祉教育を推進します。居場所における世代間交流、障害のある人等との交流体験、ボランティア学習など、年齢に関係なく学び合う福祉体験や学習の「機会」や「場」の整備を進め、コロナ禍においても、活動や人とのつながりを途切れさせることのないよう、ICT機器等の活用や創意工夫ある取組を推進します。
- 福祉教育を担う人材の育成や確保を図り、家庭や地域における福祉教育を推進します。

## 主な取組

### (1) 地域における福祉教育の推進

- ①県社会福祉協議会が行う福祉教育推進事業を支援し、福祉教育推進セミナーの開催や市町社会福祉協議会の教育担当者会議等を通じ、地域の多様な主体との協働により、地域における交流・体験を主とした福祉教育を推進します。
- ②「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して活動ができるように地域学校協働本部の体制づくりを推進します。

### (2) 家庭教育の支援の促進

- ①全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域のリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、この支援員を中心とした家庭教育支援チームの活動（学習機会の提供、相談対応、居場所づくり等）を促進します。



- ②学校や地域で開催される人づくり地域懇談会において、県が委嘱した人づくり推進員が保護者や地域住民に対して、子育てやしつけ等に関する助言や啓発を行います。

### (3) 豊かな人間性を育む食育の推進

人生の早い段階から「食」との関わりを数多く持つことが重要であることから、「0歳から始まるふじのくにの食育」を合言葉に、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「食を支える環境づくり」に取り組みます。「ふじのくに食育推進計画」に基づき、県民運動としての食育を推進します。

### (4) 幼少期からの福祉体験の推進

- ①県社会福祉人材センター、学校、福祉施設等と連携し、幼少期からあらゆる世代において福祉教育や福祉の職場体験等を行い、ICT機器等の活用や創意工夫による活動を推進します。
- ②市町の地域福祉計画や市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画において、幼少期からの福祉体験の推進が施策として取り組まれるよう、市町における福祉教育に係る計画の策定を推進します。
- ③小学生の親子を対象とした介護のしごと体験プログラムを県内に普及し、市町や介護事業所における福祉職に関する学びの機会の拡大を図ります。

### (5) 家庭教育支援や福祉教育を推進する人材の育成

- ①家庭、学校、公民館、自治会、NPO等が協力して子どもを育てる体制づくりを推進するため、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員や親の学びを支援する家庭教育支援員を養成します。
- ②人づくり推進員の活動が、県民自らが行う人づくりのより実践的な活動を促進するように、人づくり推進員と市町人づくり担当職員を対象に研修会を開催します。
- ③特別支援学校での「交流籍」を活用した交流及び共同学習等に係る授業等の補助に大学生等をボランティアとして活用することにより、教員の業務を補い、教育活動の充実を図るとともに、地域福祉を推進する人材の育成と共生社会の理解を促進します。



### 3 学校における福祉教育の推進



(1)	教育機関における福祉教育・学習の推進
(2)	共生・共育のこころの学び
(3)	学校と地域やNPO等との連携・協働の充実

#### 現状・課題

- 福祉教育の推進においては、福祉教育を「特別な学び」とするのではなく、自らの生活や体験に根ざしつつ、そこに生じる課題や意味について、世代を超えて不断に学び合う時間や場所とすることが真の理解につながるものと考えられます。
- 幼少期から様々な人々との交流やふれあい体験を通じて、共生・共育のこころを育むことが大切であり、特に、学校において、子どもから高齢者、障害のある人、国籍や言葉が異なる外国人などの多様な人々が暮らす地域について学び、人々と触れ合う中で「福祉」、「命の大切さ」、「生き方」などについて考え、他人を思いやり、支え合って共に生きていくことの大切さを理解することが重要です。
- こうした取組が学校だけでなく、地域においても継続的に取り組まれることが子どもの理解促進につながることから、学校と家庭や地域、NPO、企業などが連携し、子どもの身近な地域において体験的・実践的な学びの場が提供され、多様な人々との交流を通じて福祉教育を進めていくことが必要です。

#### 施策の方向

- 小・中学校における総合的な学習の時間などにおいて、地域の特性を活かした体験活動や高校生の保育・介護体験実習などの自らの生活や体験を通じて、地域への愛着や認識を深めるとともに、地域で共に暮らす人々の福祉についての理解促進を図ります。
- 特別支援学校との交流や多文化との交流などにより、地域で共に暮らす多様な人々への理解を図り、共生・共育のこころの学びを促進します。
- 子どもの社会参加を促し、地域の教育力を活用した体験的・実践的な学習を進めることで、身近な地域の中で多様な人々と共に生き、支え合うことの大切さを自

らの生活や体験を通じて学ぶことができるよう、地域全体で福祉教育に取り組みます。

- 学校と家庭や地域、NPO、企業などが連携し、地域の外部人材や手引き書等の福祉教材の活用による学校の教育活動の充実を通して、福祉教育の推進を図ります。

## 主な取組

### (1) 教育機関における福祉教育・学習の推進

- ①教育機関において、児童・生徒・学生が認知症の理解を一層深められるよう、こどもサポーターの養成を促進します。
- ②小・中学校における「総合的な学習の時間」をはじめ全教育活動において、人権尊重の精神に基づき、福祉教育を推進します。
- ③高校生の保育所、幼稚園、高齢者福祉施設に出向いての保育・介護体験実習やICTを活用した模擬体験を推進し、子育てや介護の意義を学ぶとともに、少子高齢社会の認識を深めます。

### (2) 共生・共育のこころの学び

- ①特別支援学校と保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習を進め、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が互いに支え合い、共に生きる「共生・共育」の取組を推進します。
- ②小学校、中学校、高等学校等において、他の国々の様々な文化や日本と異なる文化への理解を深めるとともに、多文化共生意識の定着を促進するために、国際交流員による出前講座を行います。

### (3) 学校と地域やNPO等との連携・協働の充実

- ①学校・家庭・地域の連携を強化するために、地域学校協働本部の設置を促進するとともに、NPOや企業など様々な外部人材を活用した、連携・協働による教育活動の実践に努めます。
- ②県社会福祉協議会が作成した福祉教育副読本や地域福祉教育の手引き等の活用促進を図り、学校と地域との連携による福祉教育を推進します。
- ③県ボランティア協会が行うサマーショートボランティアなど、学校とNPO、福祉施設等が協働して行う福祉体験や福祉教育の推進を図ります。

## Ⅱ 共生の地域づくり

### 1 住民の地域活動への参加・交流の促進



(1)	市町地域福祉計画の推進支援
(2)	住民主体の支え合いによる地域活動の推進
(3)	地域における相談・見守り体制の充実
(4)	多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進
(5)	在住外国人と共生する豊かな地域づくり
(6)	コミュニティづくりの支援
(7)	地域のネットワークづくりの促進
(8)	健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実

#### 現状・課題

- 少子高齢化による家族機能の低下や地域のつながりが希薄化する中、個人や世帯を取り巻く生活課題は多様化、複合化しています。ひとり暮らし高齢者やひきこもり状態にある人、在住外国人、介護と育児に同時に直面している世帯、生活困窮者世帯、ひとり親世帯など、社会とのつながりが弱いことから、地域において孤立するリスクが高く、見守りや配慮が必要な個人や世帯が増加しています。
- 平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、多様化、複合化する地域の生活課題に対応するため、必要な支援が包括的に提供されるよう、包括的支援体制の構築が責務とされ、市町の地域福祉計画に定めることとされました。
- 令和元年11月に実施した県民意識調査では、普段、地域の人とどの程度の付き合いをしているかの問いについて、「義理を欠かさない程度の付き合い」「あいさつをする程度の付き合い」「付き合いがない」と回答した人の割合は81.8%でした。一方で、地域福祉活動への参加意向については、「今後も引き続き参加する」、「今後参加したい」といった回答が併せて73.5%と参加意欲が高い傾向にありました。今後、参加意欲のある人々を自治会・町内会、ボランティア、NPOなどの地域福祉活動につなげるよう参加促進を図っていくことが課題です。
- 地域の生活課題に対応するためには、地域の支え合いを強化し、地域の生活課題

を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域全体で支える仕組みが必要です。そのため、住民同士のつながりや交流を促進し、多様な人やモノ、情報などが集う居場所や高齢者のサロンなどの「場」や「活動」を住民が主体となって創っていくことが重要です。このことから、一人ひとりが、地域において役割や生きがいを持ち、誰もが暮らしやすい地域となるよう自ら行動することが求められています。

- 住民主体の「場」や「活動」においては、相談支援機関などの専門職が積極的に関わり、課題を抱えた人を早期に把握し、支援につなげることが重要です。
- 居場所や高齢者のサロンなどでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動の自粛により、高齢者の生活状況や健康状態の把握が困難となった経験を活かし、新しい生活様式を踏まえた運営に配慮することが必要です。
- 地域の生活課題の解決に向けて、住民と自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が連携して、地域づくりを進めていく必要があります。
- 住民等の地域活動への興味や関心を促し、気軽に地域活動に参加できるよう、情報の提供などに係る環境の整備が必要です。

## 施策の方向

- 県は、広域的な見地から、市町の地域福祉計画に基づく地域福祉の推進を支援します。特に、多様化、複合化する地域の生活課題に対応するため、市町の包括的支援体制の構築を支援し、分野や属性に関わらず相談を受け止める包括的な「相談支援」や住まい・就労の確保等により社会とのつながりを再構築する「参加支援」とともに、地域において、住民等が主体的に地域活動に参加・交流できる居場所等の場の整備や活動環境の整備など、「地域づくりに向けた支援」に係る市町の取組を推進します。
- 今後の地域福祉の担い手として、子どもや若者、アクティブシニアなどの多様な人々のボランティア活動への参入の裾野を広げ、ボランティア養成やリーダー育成、新たなボランティア活動の立ち上げ支援など、自主的・自発的な活動を促進します。また、地域における支え合い活動や見守り・相談支援などを行う老人クラブ（シニアクラブ）や認知症サポーター、子育てボランティアなどの団体・組織の活動を支援し、活性化を図ります。
- 住民等が主体的に、地域で支援を必要とする人や生活課題を把握し、課題解決に

向けて取り組むことができるよう、地域における支え合い活動や交流の促進を図ります。また、関係機関と連携し、支援を必要とする人が早期に相談や支援につながるよう、地域ぐるみで見守り等の支え合いの仕組みの充実を図ります。

○人と人とのつながりや世代間の交流を創る住民主体の居場所や高齢者サロン、子ども食堂などの「場」の整備や「活動」を促進するとともに、障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、誰もが集い、交流できる場とするよう、地域共生の意識の醸成を併せて促進していきます。また、新しい生活様式を踏まえ、つながりを途切れさせない創意工夫ある活動を推進し、人と人とが豊かなつながりを築くことで、“生まれてよし”、“住んでよし”、“老いてよし”と誰もが言える“ふじのくに”づくりに向けて地域福祉を推進します。

○課題を抱え、支援が必要な人だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や高齢者サロン、交流の場等の地域活動の拠点について、既存施設等の活用も図りながら、整備を促進します。

○近年、増加する在住外国人について、地域の構成員として、住民との交流によりお互いの文化や生活習慣等を理解し、共生する地域づくりを推進します。

○地域の特性を活かした住民等の主体的な地域づくりやスポーツ振興などを通じて、コミュニティ組織の活性化や活動の推進を図ります。

○地域活動を一層推進するため、民生委員・児童委員、シニアクラブなどの団体・組織を含む住民、自治会・町内会、**まちづくり協議会**、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの多様な主体による地域のネットワークを構築し、福祉分野を超えた多分野との相互の連携や協働による活動を促進します。

○広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等の様々な情報ツールを活用し、健康、福祉、地域活動に関して、情報提供の充実を図ります。

## 主な取組

### (1) 市町地域福祉計画の推進支援

①市町の地域福祉計画の達成や地域福祉の推進に資するよう、計画策定に係る研修や先進事例の紹介等を通じ、計画の推進を支援します。

②市町の地域福祉計画に基づく包括的支援体制の構築に係る取組などを支援するため、県アドバイザーの派遣や相談支援などを行います。

## **(2) 住民主体の支え合いによる地域活動の推進**

- ① 県社会福祉協議会と連携し、小・中学校区単位等の小地域福祉活動の担い手(住民リーダー、地域福祉コーディネーター等)の養成を支援します。市町社会福祉協議会等の中間支援組織における地域福祉コーディネーター等の活用を促し、住民、団体等による組織的な地域活動を推進します。
- ② 小地域福祉活動の推進や居場所づくり等を行う市町社会福祉協議会の地域活動に係る事業を支援します。また、県社会福祉協議会を通じて行う市町社会福祉協議会等のボランティアセンターの運営支援やボランティアコーディネーター養成研修の実施により、地域活動に資する体制整備を促進します。
- ③ ボランティア活動の支援、広報、啓発活動等を行う県ボランティア協会の活動を支援します。
- ④ 企業や教育委員会等の関係機関と連携し、市町が実施する認知症サポーター養成講座の開催促進やチームオレンジの活動推進を通じて、地域における理解と支え合いの輪を広げていきます。
- ⑤ 地域における児童の健全育成活動に取り組む子ども会活動などを支援します。
- ⑥ 子育て経験者(シルバー世代、保育ママ等)が子育て支援に活躍できる環境づくりを推進します。
- ⑦ 子育て家庭が、地域・企業・行政一体となって支援されていることを実感できるよう、子育て優待カード協賛店舗を拡充するとともに、スマートフォンのアプリを導入し、優待カードの利便性の向上を図ります。
- ⑧ 市町が運営するファミリー・サポート・センターの設置をさらに働き掛けるとともに、センター間での子育ての相互援助や、病児・病後児預かり等の拡充を支援します。
- ⑨ 地域全体で青少年の健全育成を図るため、「地域の青少年声掛け運動」の一層の普及・拡大に努めます。

## **(3) 地域における相談・見守り体制の充実**

- ① 民生委員・児童委員の活動を支援することにより、民生委員・児童委員と住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体との連携を促進し、地域での住民相互



の支え合い活動や地域の見守り支援体制づくりを推進します。

- ②シニアクラブが取り組むひとり暮らし高齢者への声かけや安否確認などの友愛訪問活動を支援します。

#### **(4) 多様な人・世代が集う居場所づくりと住民参加の促進**

- ①高齢者や障害のある人、子どもの垣根なく、誰もがいつでも利用できる自由なふれあいの場所である「居場所」の立ち上げ等を推進していきます。

- ②地域住民等による居場所づくりや生活支援に係る活動を支援するため、生活支援コーディネーターを養成し、コーディネーター間のネットワーク化により活動の促進を図ります。

- ③通いの場の好事例を市町に情報提供するなど、住民主体の通いの場の設置を支援します。

- ④(一財)静岡県老人クラブ連合会(シニアクラブ静岡県)と連携し、各市町老人クラブ連合会(各市町シニアクラブ)等が実施する登下校時の見守り活動や昔遊び、スポーツ活動を通して、世代間交流を支援します。

- ⑤地域子育て支援拠点や児童館など、親子が集い相談できる場の充実を推進します。

- ⑥地域と学校の連携・協働による社会総がかりで子どもを育む環境を整備するため、地域学校協働本部の設置を促進し、PTA活動や学校支援活動、放課後子供教室、地域における体験活動等の様々な教育活動に住民の参加を促します。

- ⑦社会福祉施設において、地域住民が行う地域活動との連携及び協力など、地域との交流を推進します。

## コラム No.

～お世話になった地域に恩返し～

### 《ふれあいの居場所：ひまわりの郷》 (磐田市)

「お世話になった地域に恩返しをしたい」という思いで、林英樹さん・早苗さん御夫妻はひまわりの郷を平成 29 年に開設しました。

元病院の建物を活用して、食堂、カラオケルーム、将棋ルーム、多目的ルーム等を備え、建物自体広くゆったりとした居場所です。自宅でとれた野菜や、近隣の方が作った野菜も販売しています。

野菜を買いに来たり、食事やお茶に来る住民など 1 日平均 50 名くらいの方が訪れています。月曜日は介護予防の 100 歳体操、水曜日は歌・輪投げサロン、木曜日はあんまなど様々な活動を行っています。誰でもいつでも立ち寄れて、時間を自由に過ごしたり、活動に参加したりして、横のつながりも広がっていきます。





## **(5) 在住外国人と共生する豊かな地域づくり**

- ①在住外国人との交流を促進するイベント等を通じて、多文化共生意識の定着を促進します。
- ②多言語や「やさしい日本語」での情報提供や、地域日本語教室の運営等の取組を推進し、在住外国人とのコミュニケーションを支援します。
- ③外国人県民からの相談に多言語で対応する「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を運営します。

## **(6) コミュニティづくりの支援**

- ①地域の課題に自発的に取り組むコミュニティリーダーの養成（コミュニティカレッジ等）やコミュニティ活動への参加を促す啓発事業等を支援します。
- ②各市町が実施する、コミュニティ組織の活動拠点となるコミュニティ施設整備や、コミュニティ施策の更なる充実に向けて支援を行います。
- ③地域づくりアドバイザーを派遣することにより、地域の特性を活かした地域づくり事業の円滑かつ効率的な推進を図り、個性的で魅力ある静岡県づくりを推進します。
- ④地域住民が自主的・主体的に運営する総合型地域スポーツクラブが、コミュニティの核として、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開するよう関係団体と連携して支援します。

## **(7) 地域のネットワークづくりの促進**

- ①民生委員・児童委員や民生委員・児童委員協力員により、早期に相談・支援につなげる地域のネットワークづくりを促進します。また、支援が必要な人を確実に相談支援機関等につなげるため、福祉、保健・医療機関等の関係者や専門職との連携を促進します。
- ②住民が相互に協力し、子どもと子育て家庭を支援する小地域ネットワークづくりや、子ども会や母親クラブ等の子育て支援団体、地域子育て支援拠点等による子育て支援のネットワーク化を促進します。
- ③地域において、多頭飼育崩壊や飼い主の施設入居等により動物が取り残されることが課題となっていることから、福祉サービス事業所やシニアクラブ、民生委員・児童委員などと連携し、事態の早期相談、早期発見につながるネットワークづくりを促進します。

## (8) 健康、福祉、地域活動に関する情報提供の充実

- ① 県民だより、県ホームページ、メールマガジン「いきいき生活応援」等を活用し、健康福祉に関する情報を迅速かつきめ細かく提供します。
- ② 県民の生涯にわたって学び続ける意欲を高めるため、生涯学習情報発信システム「まなぼっと」により生涯学習に関する講座・イベント等の情報を収集し、一元的に提供します。
- ③ 県社会福祉協議会と連携し、市町社会福祉協議会などのボランティアセンターにおける活動や運営を支援することにより、ボランティアに係る情報の提供やあっせん・調整などの推進を図ります。
- ④ 県ホームページを活用し、市町、民間団体等の子育て支援活動に関する情報を提供します。
- ⑤ 県ホームページの家庭教育支援情報サイト「つながるネット」において家庭教育支援に関する資料や情報を提供します。

## 2 多様な主体による双方向型の地域活動の推進



(1)	県・市町社会福祉協議会の活動の充実
(2)	民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
(3)	ボランティア・NPO等による地域活動の推進
(4)	企業等による地域貢献活動の推進と連携強化
(5)	社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進
(6)	寄附や共同募金等への理解と取組の促進
(7)	多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援

### 現状・課題

- 地域活動において、障害の有無や年齢、国籍、性別などによって、「支える側」、「支えられる側」という役割を固定せず、誰もが時に支え、支えられる存在となる「双方向型」の支え合いにより、その人が持つ能力に応じて社会に参加し、地域を共に創っていくことが期待されています。
- そのため、他人を支えるとともに、必要な時には躊躇なく助けを求め、「支えられる側」になることができるお互い様の地域づくりが必要です。
- 民生委員・児童委員の活動については、令和4年度の委員一人当たりの活動日数は120.0日であり、約3日に1日活動をしており、活動負担が大きい状況が続いています。また、平成31年3月に実施した民生委員・児童委員に対するアンケート調査では、委員になったことを「とても良かった」「良かった」と回答した割合が8割を超えている一方で、「活動に負担を感じている」と回答した人の割合は6割以上ありました。
- 地域におけるボランティア登録団体数は、平成29年度に3,018団体、令和元年度には2,857団体であり、NPO法人数については、令和4年度は1,242法人であり、近年伸び悩みの傾向が見られることから、住民主体の活動の組織化を促進する必要があります。
- 地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要があります。

ります。

- 平成 28 年 3 月の改正社会福祉法において、社会福祉法人は、地域において公益的な取組を積極的に行い、地域社会への貢献が求められることとなりました。これにより、地域に対して、法人が有する機能を提供したり、複数の法人の協働により、研修会の開催や地域における勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れなど、地域づくりの拠点としての役割が期待されています。
- 地域活動を継続するためには、活動の財源を確保する必要があります。地域活動を支える財源としては、社会福祉法に位置付けられた共同募金がありますが、助成先には、住民・ボランティアによる地域活動を行う組織、NPO、社会福祉法人、県・市町社会福祉協議会などがあり、広く地域活動に活用されています。その他、クラウドファンディングやふるさと納税など寄附の方法も多様化しています。地域活動の支援を募る方法として寄附や募金などの活用を促し、寄附等が地域貢献につながる活動として県民の理解が進むよう寄附文化の普及を図っていく必要があります。
- 地域の生活課題は多様化、複合化していることから、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体が、福祉の分野を超えてお互いに連携・協働することが課題解決や地域福祉の推進において重要です。
- 令和 4 年度に本県が実施した調査では、孤独・孤立対策に資する活動を実施(検討を含む)するNPOは160団体で、このうち7割以上が「事業実施に当たりNPO間の連携が必要」と回答しており、関係団体同士のつながりの構築が重要となっています。

## 施策の方向

- 障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、誰もが時に「支える側」、「支えられる側」となりながら、「双方向型」の支え合いの下、一人ひとりが役割や生きがいを持って地域づくりに参加し、地域を共に創っていく地域共生社会を目指します。そのため、共生による地域づくりや参加支援などの取組を行う事例の紹介や啓発活動を通じて、地域共生の意識の醸成を図るとともに創意工夫による多様な地域活動を推進します。
- 県・市町社会福祉協議会は、民間福祉活動の中核的な団体であり、市町における地域福祉推進の重要な役割を担っています。市町と連携し、県・市町社会福祉協

議会の経営基盤の強化や事業の充実を図り、官民連携による地域福祉の推進を図ります。

- 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談者であり、行政と住民とのパイプ役を果たすなど、地域福祉の推進者として大きな役割を担っています。こうした活動を支援するため、県民生委員児童委員協議会と協力し、民生委員・児童委員協力員の活用による負担軽減やその他活動の支援により、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を図ります。
- 住民主体による地域づくりの推進のため、地域で活動するボランティア団体やNPOの人材育成、組織運営に係る支援などを行い、一層の活動の推進と活性化を図ります。
- 地域の民間団体、組織である社会福祉法人、企業などの地域貢献活動との連携を図ることにより、地域活動への参入促進や活動の活性化を図ります。また、福祉の分野を超えて、住民と企業等との協働により、福祉関連産業、健康関連産業、環境関連産業などの領域で、地域密着型ビジネスやNPOの創設などにつなげることができるよう、創意工夫ある活動を促進します。
- 社会福祉法人においては、地域における公益的な取組が求められていることから、地域の社会福祉法人間のネットワークの構築を図り、住民等と地域の生活課題を共有し、協働による生活課題の解決に向けた取組を推進します。
- 地域が地域を支える仕組みとして、共同募金活動に対する県民の理解を図ります。また、クラウドファンディングやふるさと納税などの多様な寄附方法の活用や普及により、多くの人々が地域福祉に関心を持ち、寄附等を通じて地域活動に参加できるよう、寄附文化の醸成や地域福祉に対する理解促進を図り、地域活動の活性化につなげます。
- 福祉の分野を超えて、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの多分野との連携・協働を図る、地域活動団体の取組等を支援します。

## 主な取組

### (1) 県・市町社会福祉協議会活動の充実

- ①社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として定められていることから、市町、関係団体との連携の下、経営基盤の強化や活動の充実を図ります。

- ②県社会福祉協議会の第五次地域福祉活動推進計画と連携し、市町における地域福祉の推進を支援します。また、市町の地域福祉の取組が官民の連携の下で推進されるよう、市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定・推進を支援します。

## (2) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり

- ①住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員は、地域活動の重要な担い手であることから、市町、社会福祉協議会等と連携し、県民生委員児童委員協議会とともに、活動環境の整備や担い手の確保を図ります。
- ②社会福祉制度改正や多様化、複合化する地域の生活課題等に対応し、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、研修の充実を図ります。
- ③民生委員・児童委員活動の指導等を行う民生委員活動指導員の設置等、県民生委員児童委員協議会の運営を支援します。
- ④民生委員・児童委員活動について、住民の理解を促進し、活動しやすい環境を確保するため、活動の内容や職務の重要性などについて、住民への周知・啓発を行います。
- ⑤民生委員・児童委員協力員制度による民生委員・児童委員の活動負担の軽減や地区民生委員児童委員協議会の運営補助などを通じ、委員が活動しやすい環境の整備を図ります。

## (3) ボランティア・NPO等による地域活動の推進

- ①県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の中間支援組織である市町社会福祉協議会や県ボランティア協会などの団体等の活動を支援し、地域のボランティア活動を促進します。
- ②地域におけるボランティア、市民活動の推進のため、県社会福祉協議会を通じ、ボランティアコーディネーターを養成します。
- ③ふじのくにNPO活動支援センターや市町設置のNPOを支援するセンター等の中間支援機能を充実します。
- ④継続的な事業主体としてのNPO法人の組織運営力の強化を図るため、会計、労務、資金調達などの研修会を開催します。
- ⑤子育て支援活動を行うNPO法人など、子育て支援に関する様々な団体の取組

を支援します。

- ⑥地域の中で生活援護等を必要とするひとり親家庭を対象に、児童の養護、生活費等の相談に応じ助言を行う母子・父子福祉協力員に対して、研修や相談対応への助言を行い、活動を支援します。

#### **(4) 企業等による地域貢献活動の推進と連携強化**

- ①企業等の地域貢献活動の促進や地域活動への参入促進を図るため、県社会福祉協議会と協働し、寄贈品等の受入れや広報啓発などを行い、企業等の主体的な取組を促進します。
- ②認知症高齢者の見守り等について、県警、企業、市町等と連携して市町域を越えた広域での見守り体制を構築します。

#### **(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進**

市町社会福祉協議会を中核とした地域の社会福祉法人間のネットワークの構築を支援することで、各社会福祉法人が地域課題を共有し、協働により地域貢献事業の実施を推進します。

#### **(6) 寄附や共同募金等への理解と取組の促進**

- ①地域における福祉ニーズに柔軟に対応して共同募金活動が行われ、適切に配分されるよう、社会福祉協議会等の関係機関の協力の下、共同募金運動を周知するなど、県共同募金会の活動への理解促進を図り、取組を支援します。
- ②地域活動を支える仕組みとして、ふるさと納税や活動団体等への寄附等の理解を図ることにより、地域貢献活動への関心を高め、地域活動への参入促進につなげます。

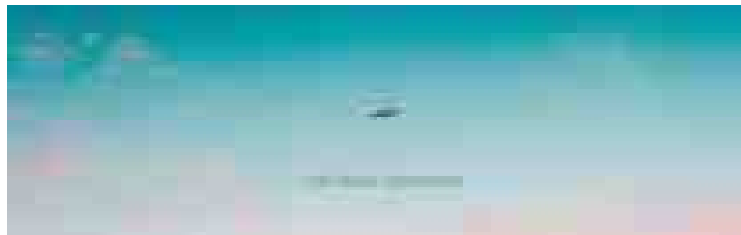
#### **(7) 多分野連携・協働による地域活動団体への取組の支援**

- ①民間社会福祉団体の活動基盤の強化を図り、主体的な福祉活動を促進します。
- ②県社会福祉協議会と連携し、地域活動団体の先駆的な取組に対する表彰や助成などにより活動を支援し、広く県民に活動内容の周知を図り、地域活動における多分野との連携や協働を一層推進します。
- ③市町をはじめ社会福祉法人やNPOで構成する「ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム」に関係団体の参画を促し、支援事例の情報交換などを通じて、行政と団体や団体間の相互理解を深めるとともに、住民により身近な市町単位での孤独・孤立対策を促進します。



～誰もが助けるといえる社会に～

## 《ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム》(静岡県)

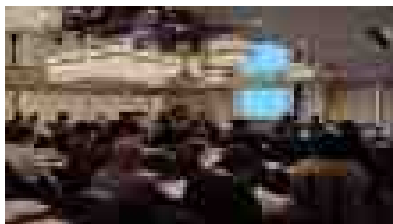


今、日本では、社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

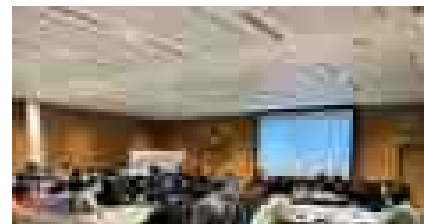
静岡県では、行政、NPO、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業等が協働し、それぞれの得意分野を生かして孤独・孤立に対応していくため、「ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム」を設置しました。

令和5年11月20日には、設立記念シンポジウムを静岡市内で開催し、県内自治体、NPO、福祉団体等 約200人に参加いただきました。

また、令和6年1月には、プラットフォーム加入団体にも参画いただき、県内東中西部でワークショップを開催しました。



(設立記念シンポジウムの様子)



(ワークショップの様子)

引き続き、趣旨に賛同いただける皆様のご入会を心からお待ちしています。

(対象)

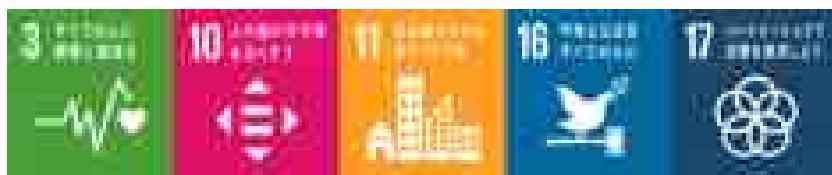
- ・地域貢献や地域課題の解決に関心のある団体
- ・行政・福祉団体や企業との連携に関心のある団体

(申し込み)

- ・入会金・年会費無料



### 3 ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進



(1)	福祉のまちづくり条例の普及啓発
(2)	誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
(3)	安心して利用できる製品やサービス・情報の提供
(4)	お互いを尊重し、共生する社会づくり

#### 現状・課題

- 本県では「静岡県福祉のまちづくり条例」や「ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」により、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図り、住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりを進めています。
- 障害のある人や高齢者等、全ての人が社会参加できる福祉のまちづくりの推進や誰もが安全で円滑に利用できる公共的施設の整備など、ソフト、ハード面による環境の整備と併せ、気軽に声をかけたり、介助の手をさしのべるなど、ハート面における心のユニバーサルデザインの醸成と実践の促進を図る必要があります。
- 県民、事業者等が、福祉のまちづくり条例やユニバーサルデザインの趣旨を理解し、地域づくりやまちづくりに取り組んでいくことが必要です。
- また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向けたユニバーサルデザイン化の全国的な機運の高まりとともに上昇した「困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合」は、開催後に下降の傾向が見られます。ユニバーサルデザインの理念の普及を図り、相手の立場に立って思いやりの行動ができる心のユニバーサルデザインを促進する取組を進めていく必要があります。
- 障害のある人もない人も、相互のコミュニケーションを確保するためには、静岡県手話言語条例に基づいた言語である手話の普及や障害特性に応じたコミュニケーション手段の充実を図る必要があります。

#### 施策の方向

- 車いす使用者駐車場の適正な利用を推進する取組（「静岡県ゆずりあい駐車場制

度)」の利用促進や周知を図り、県民がお互いに譲り合い、助け合う思いやりの心の醸成を図ります。

- ユニバーサルデザインの考え方に基づく福祉のまちづくりを推進するため、広く県民や事業者等に福祉のまちづくり条例やユニバーサルデザインの普及啓発を図ります。
- 福祉のまちづくり条例に基づく届出が必要な公共的施設について、整備基準の適合率向上に向けて、今後、関係機関等と対応を検討していきます。
- 福祉のまちづくりを推進し、全ての人の社会参加を促し、誰もが安全で円滑に利用できるよう、公共施設、鉄道やバス、道路等におけるバリアフリー化を促進します。
- 常に利用者の声に耳を傾けながら、誰もが使いやすく、安心して利用できる製品、サービス、多様な手段による情報の提供などを行い、社会の環境整備を進めます。
- 全ての人が自由に活動することを妨げない環境づくりを推進するとともに、お互いを尊重し共生する社会づくりを目指し、ユニバーサルデザインの理念の普及と実践の促進を図ります。
- 聴覚に障害のある人とない人との円滑なコミュニケーションを図ります。

## 主な取組

### (1) 福祉のまちづくり条例の普及啓発

- ①車いす使用者駐車場の適正な利用を推進する取組（「静岡県ゆずりあい駐車場制度」）等により、「思いやりの心（心のユニバーサルデザイン）」の醸成を図ります。
- ②条例基準に基づき、誰もが自由に社会参加できる福祉のまちづくりの普及・定着に努めます。

### (2) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

- ①ユニバーサルデザインを取り入れた建築物の設計促進や身体障害者用駐車場の適正な利用（「静岡県ゆずりあい駐車場制度」）の推進など、誰もが快適に施設等を利用できる環境の整備を促進します。
- ②研修会の開催等により、高齢社会に対応した住まいの普及を促進します。

③ 歩道において、高齢者、障害者等が円滑に移動できるような幅員の確保や段差・勾配の改善、また、統一性や連続性及び英語表記を充実させた道路案内標識の整備など、人に優しい歩行空間の整備を推進します。

④ 鉄道駅への障害者対応型エレベーター、多機能トイレ等の設置や超低床バス等の導入を支援し、交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。

### **(3) 安心して利用できる製品やサービス・情報の提供**

① 高齢者や外国人など利用者の多様なニーズに応じた製品があふれる環境づくりを進めるため、多様なものづくりを支援するとともに、ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用を促進します。

② 高齢者や障害のある人、外国人、子ども連れの人など、誰もが安心してサービスを受けられるよう、案内看板等の多言語化や「やさしい日本語」による表記など、もてなしの心あふれるサービスや分かりやすい情報の提供を推進します。

### **(4) お互いを尊重し、共生する社会づくり**

① 人々が持つ多様な特性や違いを認め合い、全ての人々が自由に活動できるとともに、暮らしの中で思いやりの心に触れ合い、住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域を目指し、ユニバーサルデザインの情報発信や普及、実践支援を行います。

② 障害のある人の就労支援や、高齢者がいきいきと暮らすことができる環境整備など、全ての人々の社会参加を促進します。

③ 聴覚に障害のある人とない人が、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、ろう者の言語である手話の普及に努めるとともに、手話通訳者、要約筆記者を養成・派遣します。

## 4 新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進



(1)	地域防災活動の推進
(2)	災害時要配慮者への支援体制の強化
(3)	地域防災に係る情報提供の推進
(4)	災害時の広域支援ネットワークの構築
(5)	被災後の生活再建への支援
(6)	災害ボランティア活動の促進
(7)	安全・安心のまちづくりの推進

### 現状・課題

- 地域のつながりの希薄化が進む中、災害への対策、犯罪や事故の防止等への住民の関心は高く、地域社会における安全、安心の確立が強く求められています。令和元年11月に実施した県民意識調査において、今後、地域で強化が望まれる地域福祉活動として、1番多かった回答は、「災害発生に備えた助け合いの訓練」52.6%、3番目に多い回答が「犯罪被害を未然に防ぐための活動」31.1%でした。
- 近年、毎年のように大規模な災害が発生し、特に、高齢者、障害のある人、乳幼児など、特に配慮が必要な方は被害を受けやすい立場にありますが、こうした要配慮者（高齢者、障害のある人、乳幼児など）の状況は様々であり、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要となります。避難所においては、要配慮者に対応した生活環境の整備や医療等の提供体制、健康管理、介助者の確保などが必要です。避難生活の長期化による生活機能の低下や介護度の重度化などの2次的被害も深刻であり、要配慮者を含めた避難者全員の健康被害の防止に努める必要があります。
- 災害時には、迅速かつ的確な防災情報の伝達が必要となります。平時から要配慮者情報の把握、地域の支援体制づくり、外国人を含めた県民への防災知識や防災情報（ツール）の普及や啓発などが必要です。
- 災害救助法が適用される大規模災害が発生した場合、避難所や福祉避難所において要配慮者を支援するための福祉的ニーズが発生します。しかし、被災地での福祉人材の確保は困難になることから、福祉人材の派遣が円滑に行える体制づくりが求められます。

- 本県では、平成 28 年 12 月に県社会福祉協議会において、災害発生時に福祉人材を円滑に被災地に派遣できるよう、県内の関係団体と静岡県災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害派遣福祉チーム（静岡DWA T※）を編成できる仕組みを整えました。 ※令和 3 年 4 月から静岡DCATから静岡DWA Tに名称を変更
- 平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害において岡山県からの派遣要請を受けて災害派遣福祉チーム（静岡DWA T）を初めて派遣し、避難所において、要配慮者の心身状況や必要な介護支援の把握、避難生活中の困り事や生活の再建を図るための相談支援などの業務に従事しました。また、令和 6 年能登半島地震では、石川県七尾市や志賀町に本県 2 回目となる県外派遣を行いました。こうした経験を活かし、チーム編成・派遣、支援活動、他の支援団体等との連携が迅速かつ円滑に行われるよう体制整備を進めていく必要があります。
- 被災者の生活再建においては、生活の安定を早期に回復するため金銭的な援護が必要となります。
- 被災者への救援・支援活動が円滑に行われるためには、災害ボランティア活動が不可欠です。静岡県では、地震や豪雨等による災害対応の経験がない市町が多いため、災害ボランティアの確保や被災者の個々のニーズの把握と支援に必要な機材や物資の確保などの役割を担う市町災害ボランティアセンターの運営体制の強化を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、新たな生活様式に配慮した避難所運営や要配慮者への支援、災害ボランティア活動などが求められます。
- そのほか、安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に向けて、犯罪や交通事故による被害を防止するため、地域の見守り、支え合い活動等による未然防止対策を一層推進する必要があります。

## 施策の方向

- 地域の自主性を踏まえた活動を促進し、住民、自治会、自主防災・防犯組織、民間事業者、行政などが連携・協働し、地域ぐるみで、防災、防犯の地域づくりを推進します。
- 平時からハザードマップ等の情報に基づき、地域の特性に合わせた自主防災活動、避難訓練、ネットワークづくりなどを行い、市町の地域防災活動を強化するよう県地域防災計画に定め、市町の取組を促進します。

- 災害弱者である高齢者、障害のある人、乳幼児などの要配慮者への支援に当たっては、平時から要配慮者を把握し、地域全体の協働による避難支援体制を整備します。そのため、地域における見守りや支え合い活動の充実を図り、日頃から要配慮者への関わりのある福祉分野の専門職の協力の下、災害時の個別避難計画を作成するなど、分野の垣根を超えた地域の連携強化を図ります。また、避難所においては、要配慮者に配慮した福祉避難所の設置や一般避難所での要配慮者のためのスペースの確保、要配慮者を含めた避難者の健康被害の防止を図ります。
- 外国人を含め、平時から防災知識の習得や防災情報の理解の促進を図るとともに、災害時には多言語(手話を含む。)による迅速で正確な情報の伝達により、適切な避難行動につながるよう情報提供体制の整備を図ります。
- 避難所内の生活環境の整備や福祉的な観点から支援を行う災害派遣福祉チーム(静岡DWA T)について、派遣体制の整備や派遣する福祉人材の育成を図ります。また、避難所運営に係る行政、医療関係者、災害支援団体等との相互の連携、情報の共有化を図ります。
- 被災後に、被災者が生活の安定を回復するため、金銭の支給や資金の貸付・融資、義援金の募集等を速やかに行います。
- 被災者への救援・支援活動が円滑に行われるよう、県が設置し、県社会福祉協議会や県ボランティア協会等が運営する県災害ボランティア本部・情報センターの立ち上げや運営を支援します。また、大規模災害を想定した訓練や災害ボランティアコーディネーターの養成等を行い、市町災害ボランティアセンターの体制強化を図ります。
- 市町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティアの受入れ、被災者のニーズ把握とボランティアの派遣調整、各ボランティア団体・組織等との連携が円滑に機能するよう、必要な情報の提供や関係機関との調整その他活動の支援を行います。
- 災害時の感染症対策として、地域の特性や個々の心身の状況を踏まえ、避難所以外への避難も含めた検討を行うよう啓発を行います。避難所においては、手洗いや消毒の徹底、発熱等症状がある人のスペース確保を行うとともに、健康被害や感染拡大などによる2次被害の防止のため、3つの密を避けた適度な運動や健康相談などにより、避難生活における心身の健康を維持し、生活の再建に向けて支援します。また、災害ボランティア活動においては、近隣からのボランティアの確保、衛生管理、3つの密を避ける配置など、新しい生活様式を踏まえた運営に配慮するよう災害ボランティアセンターの体制整備を図ります。

○地域における犯罪や交通事故による被害を防止するため、広報・啓発等による防犯意識の向上を図り、地域ぐるみで自主防犯活動や見守り、支え合い活動等を行うなど、安全・安心のまちづくりを推進します。また、新たな生活様式の下、電話・手紙・メールなどの活用を含めた、つながりを途切れさせない創意工夫ある住民等の地域活動により、見守りが必要な方の安否確認や生活への不安等に寄り添い、行政等との連携により必要な支援につなげます。

## 主な取組

### (1) 地域防災活動の推進

- ①災害発生時に地域で助け合うことができるよう、地域の災害リスクなどを踏まえた効果的な防災訓練の実施に向け、自主防災組織に対し訓練企画のノウハウなど具体的な助言を行い、取組を支援します。
- ②地域防災の担い手として、県内の小学4年生から高校生までを対象に次世代防災リーダーを育成し、地域防災力の維持・向上を図ります。
- ③大規模災害、感染症の拡大に係る新たな生活様式を踏まえた地域防災の強化について県地域防災計画に定め、市町の取組を促進します。また、大規模災害対策や避難所等の感染対策について市町に対し財政支援を行います。
- ④防災に関する事業所と地域との連携を強化するため、優良事例を収集・情報提供し、啓発を行います。また、自社の防災対策を進めるとともに地域貢献にも積極的に取り組む顕著な功績がある事業所を表彰し、企業防災の取組の促進を図ります。

### (2) 災害時要配慮者への支援体制の強化

- ①自主防災組織と民生委員・児童委員を中心に、地域全体で協働し実効性の高い避難行動要支援者の避難支援体制を確立するための支援を行います。
- ②市町における指定福祉避難所の設置や直接避難の取組、指定一般避難所の一部スペースを要配慮者の避難生活のために用意する取組など、要配慮者に配慮した避難所運営・整備に係る取組を市町に働きかけていきます。
- ③市町が策定する災害弱者とされる高齢者、障害のある人などの要配慮者の個別避難計画の策定促進と計画の実効性向上を図るため、防災と福祉が連携した市町の取組を支援していきます。



### (3) 地域防災に係る情報提供の推進

- ①静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を活用し、外国人を含め、県民の安全・安心を守るため防災情報と災害時の適切な避難行動に関する情報を速やかに提供します。
- ②大規模災害時に多言語や「やさしい日本語」による行政情報等の提供を行い、正確な情報の伝達に努めます。また、平時の備えとして防災知識・情報の普及を行います。

### (4) 災害時の広域支援ネットワークの構築

- ①災害時に避難所（福祉避難所を含む。）等の要配慮者を支援するため、災害派遣福祉チーム（静岡DWA T）登録員の資質向上を図るための研修を行います。
- ②平時から他の支援団体であるDMA T（災害派遣医療チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等との意見交換を行い、被災地での円滑な支援活動ができるよう体制を整備します。
- ③静岡県災害福祉広域支援ネットワークと連携し、県内の福祉関係団体等との連絡・情報共有や、ネットワークの支援活動に関する周知啓発を行います。
- ④感染症発生時における介護職員不足に対応するために、介護事業者に対し、施設内の体制整備に加え、同一法人等のグループ内、施設種別団体単位、地域内での相互応援体制の構築を要請するとともに、平時から緊急時に備え、関係団体等と連携・調整していきます。

### (5) 被災後の生活再建への支援

- ①被災者が、速やかに再起し、生活の安定が回復できるよう、生活福祉資金の貸付、義援金の募集等の実施により、被災者の生活再建を支援します。
- ②社会福祉施設において被災後に要配慮者等の受入れや支援を速やかに行うことができるようBCP（事業継続計画）の作成を促進します。

③被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、生活支援相談員等による見守り・相談対応を行うとともに、被災者の自立・生活再建が進むよう当該課題等の解消に向けて継続的に支援する災害ケースマネジメントの普及を図ります。



## (6) 災害ボランティア活動の促進

- ①災害ボランティアコーディネーター養成研修等により人材を育成するとともに、市町ごとに災害ボランティアセンターの組織体制強化に向けた課題を整理し、県社会福祉協議会、県ボランティア協会と連携して課題解決への取組を支援します。
- ②平時から災害ボランティアに関する訓練、意見交換会等を実施し、市町災害ボランティアセンターの運営体制の強化を図ります。

## (7) 安全・安心のまちづくりの推進

- ①民生委員・児童委員と住民、自治会、民間事業者などが協力して行う、地域の自主的な防犯活動や交通安全活動を促進します。新たなつながり方の工夫などにより、民生委員・児童委員等が行う地域活動を通じて、高齢者や障害のある人など、支援が必要な人の把握や孤立の防止を図り、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。
- ②子ども会、シニアクラブ等による地域の交通安全推進活動を支援します。
- ③高齢者の交通事故防止対策として、警察官などが高齢者宅を直接訪問し、交通安全指導を実施します。また、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備するため自治体等に働き掛けを行うとともに、返納後の生活支援に係る情報の提供を福祉部門と連携して推進します。
- ④インターネット等の多様な媒体を活用した広報・啓発等により、県民の防犯意識を高め、自主防犯ボランティア団体、教育機関、事業者による犯罪防止と自主防犯活動の活性化を図ります。また、道路、公園、駐車場、駐輪場、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造や防犯カメラの設置等の設備の普及を図ること等により、県民、事業者、行政、警察の協働による「防犯まちづくり」の取組を推進します。
- ⑤地域ぐるみの自主的防犯活動の核となる「地区安全会議」等の組織への支援を行います。また、活動を担う人材の育成や県内の大学生、専門学校生、社会人等を構成員として、ヤング防犯ボランティアの活動を支援することにより、地域の防犯まちづくり活動の活発化を図ります。
- ⑥若い世代の自主防犯活動への参加促進及び活動を通じた規範意識や防犯意識の向上を図ります。

⑦交番・駐在所連絡協議会や巡回連絡など各種警察活動を通じ、地域の問題や住民の要望の把握活動を推進します。また、地域の犯罪、交通事故等の発生状況や犯罪防止対策の情報発信を行い、地域の安全・安心につながる活動を地域とともに推進します。

### Ⅲ 福祉の基盤づくり

#### 1 包括的な支援体制構築の推進



(1)	分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援
(2)	生活・就労・居住支援等の社会参加への支援
(3)	各福祉分野の包括的な支援施策の推進
(4)	ふじのくに型福祉サービス等の推進
(5)	難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進
(6)	福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援

#### 現状・課題

○これまでの福祉サービスは、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者などの分野別、属性別に充実・発展してきました。しかし、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、地域の生活課題は、介護、育児、就労、住まい、家族関係、生活困窮などの複数の分野にまたがり「複合化」し、雇用形態やライフスタイルの変化から「多様化」しています。

現在、地域において、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、大人のひきこもり、ごみ屋敷など、これまでの分野別、属性別の制度の枠組みでは課題解決が困難な事案が増加しており、社会的に問題となっています。

#### 【用語説明】

- 8050問題 80歳代の親と50歳代のひきこもり状態の子が同居する世帯が抱える問題
- ダブルケア 介護と育児に同時に直面している世帯が抱える問題
- ヤングケアラー 介護が必要な家族の世話や家事を行うことで、通学や仕事に影響が生じている子ども
- ひきこもり 様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続いている状態(他者と交わらない形での外出も含む。)

○こうしたことから、平成29年6月の改正社会福祉法において、分野や属性に関わらず、あらゆる相談を受け止め、生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、包括的支援体制の構築が市町の責務と位置付けられ、平成30年4月から施行されました。

- さらに、令和2年6月の改正社会福祉法において、市町の包括的支援体制の構築を具体化するための新たな法定事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。これは、多様化、複合化した支援ニーズに対応するため、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者の各福祉分野を超えて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業であり、その財源について分野を問わない交付金として一括交付されることにより、従来、分野ごとに行われていた相談や地域づくりに関する事業を一体的に執行できる財政支援を盛り込んだものであり、令和3年4月から施行されています。
- 本県においても、これまでの各制度の支援体制や機能を活用しつつ、分野や属性に関わらず、個人や世帯の抱える相談を包括的に受け止め、多機関協働による包括的な相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことにより、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、市町の包括的支援体制の構築を図っていく必要があります。また、地域づくりにおいては福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、他分野との連携・協働を強化することが必要です。
- 令和6年1月から施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、共生社会の実現に向けた取組推進を謳うとともに、日常生活及び社会生活基盤となるサービス提供事業者に対し、合理的な配慮を行うことを努力義務としています。認知症の人を含めた一人ひとりが支え合う共生社会に向けて、企業への啓発が必要です。
- 低所得、高齢、障害、国籍など様々な事情で住まいが見つからない住宅確保要配慮者が増加傾向にあります。また、高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯が今後も増加する見込みであることから、住宅確保要配慮者に対する居住支援が必要です。
- 令和3年度に県が実施した実態調査では、家族のケアをしている子どもは10,782人、そのうち学校生活等に影響がある子どもは2,382人いることが判明したことから、引き続き、学校現場と連携を図りながら、ヤングケアラーの早期発見・把握に取り組む必要があります。また、ヤングケアラーについての子どもの認知度は低く、中には自身がヤングケアラーであることを認識できていない子どもや自ら支援を求めることをためらう子どもがいるため、子どもに対するヤングケアラーの理解促進や相談窓口の周知について、更なる取組が必要です。
- その他、専門的な医療ケアを必要とする難病患者等への支援、犯罪や非行をした人等の再犯防止や社会復帰支援など、単独の市町では解決や支援が難しい課題に対しては、専門的、広域的な面から市町を支援する必要があります。

- 高齢者や障害のある人の地域生活への移行などが進む中、保健・医療に係る生活課題も増えており、保健・医療分野との連携や継続的な支援調整の仕組みが必要です。

## 施策の方向

- 多様化、複合化する地域の生活課題に対応するため、分野や属性に関わらず、個人や世帯が抱える生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、市町の包括的支援体制の構築を県社会福祉協議会と連携して支援します。また、市町の体制構築を一層進めるため、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者の各福祉分野を超えて、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的支援体制整備事業の実施を推進します。
- 相談支援においては、市町における分野横断的な包括的相談支援体制の構築を支援します。分野や属性に関わらず、あらゆる相談を受け止め、保健・医療、住宅、就労、司法、教育などの分野を超えて多機関が協働し、課題解決に向けて支援調整を行う体制の整備のため、県アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、連携担当職員等の研修などを行います。この相談支援は、既存の各制度の支援体制や機能を活用し、関係機関相互の連携強化により行われるものであり、地域の実状や特性に応じて、市町の取組を支援します。また、支援が必要な人の早期発見・早期支援につなげるアウトリーチの実施や、専門職の関与による伴走型支援の実施に努めます。
- 参加支援においては、支援を必要とする人の自立を促進するため、就労支援、居住支援、居場所の提供など、個人の能力やニーズに合わせた多様な社会参加に向けた「出口支援」を行う市町の取組を推進します。また、住民が主体的に地域における生活課題の把握を行い、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体と連携し、生活課題の解決に向けて取り組み、必要に応じて新たな社会資源やサービス等の開拓を地域に働きかけるなど、地域における創意工夫ある取組を推進します。
- 地域づくりに向けた支援においては、地域において多様なつながりが育つことを支援するため、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保、交流・参加・学びの場のコーディネートなど、地域における交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す地域づくりのための支援を推進します。また、地域において、個人・家庭の個別支援や地域支援を行う「地域福祉コーディネーター」と、生活課題を抱えた高齢者の生活環境の整備や地域の組織化を担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」など、地域づくりを担う人材等との連携が不

可欠であることから、各福祉制度間の連携・協働により地域づくりを推進します。

○市町の包括的支援体制の構築のためには、既存の分野ごとの制度の仕組みを活用し、支援体制の充実を図ることが必要であり、福祉分野ごとの包括的な支援施策の一層の推進を図ります。

○認知症の人及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、企業・団体と連携して社会全体で支えあう認知症バリアフリーを推進していく必要があります。

○高齢者を含む住宅確保要配慮者の居住の安定確保のために、静岡県居住支援協議会の活動を通じて住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

○高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者などの分野や属性別に関わらず、利用することができる「ふじのくに型福祉サービス」や「共生型サービス」の普及を図り、共生による福祉サービスの推進を図ります。

○ヤングケアラーに関する相談体制の充実とともに、表面化しにくいヤングケアラーを早期に発見・把握し、支援に誘導することができる人材を育成します。また、学校等でヤングケアラーから受けた相談を適切に福祉部門につなぎ、連携した支援ができるよう促します。

○専門的な医療ケアが必要な人や罪をつぐない社会復帰を目指す人など、誰もが地域で暮らし続けることができるよう、市町における包括的な支援の取組を推進します。市町単独では解決が困難な課題などに関しては、専門的な助言や広域的な支援調整、関係機関とのネットワークづくりなど、県において広域的な見地から市町の取組を支援します。

○在宅医療・介護連携の推進など、福祉とともに必要な保健・医療ケアが提供できるよう、福祉と保健・医療の分野との連携体制や継続的な支援調整の仕組みを整備します。

## 主な取組

### (1) 分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援

①市町における分野横断的な包括的相談支援体制の構築を推進するため、県社会福祉協議会と連携し、県アドバイザー派遣や先進事例の紹介、研修等を実施し、市町の体制構築を支援します。

- ②多様化、複合化した生活課題を抱える個人や世帯からの相談を包括的に受け止め、課題解決に向けた支援を行うため、市町において、保健・医療、住宅、就労、司法、教育等の多機関協働による支援調整等の仕組みの整備を推進します。
- ③社会とのつながりを再構築するための参加支援や住民同士が交流、活動、参加する居場所などの拠点整備に係る地域づくりに向けた支援など、市町において生活課題の解決に資する支援が相談支援と一体的に提供できる体制の整備を支援します。また、アウトリーチ等による早期支援や寄り添いながら支援を継続する「伴走型支援」の体制を推進します。
- ④市町の分野横断的な包括的相談支援体制の構築に当たり、多機関との連携や調整を行う連携担当職員等の人材育成のため、相談支援に係る知識の習得や多分野との調整に係る相談技術の向上などを目的とした研修を行います。
- ⑤相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援等の事業を一体的に行う、市町の重層的支援体制整備事業について、その趣旨や必要性を周知しながら、実施を促進します。



## コラム No.

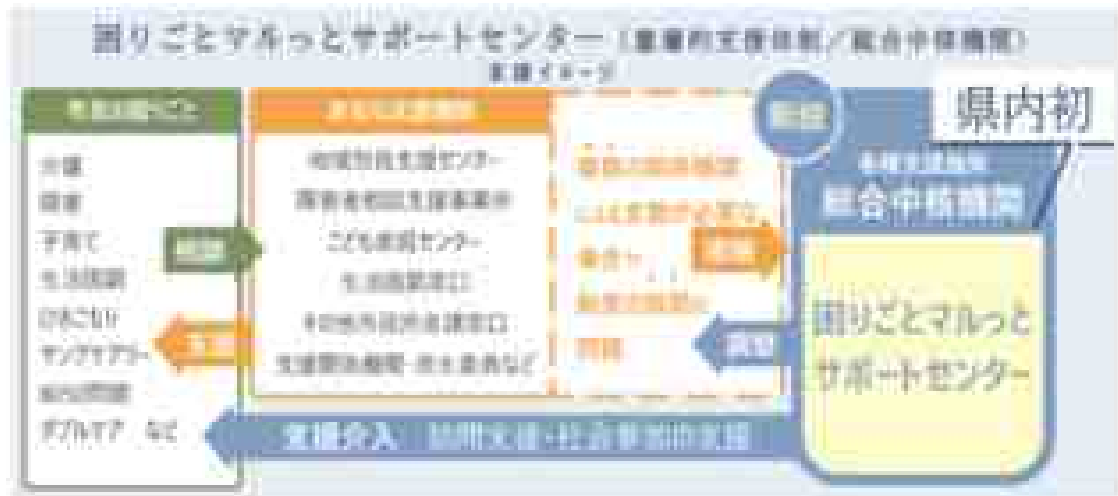
### ～複合課題抱える市民を支援～

#### 《困りごとマルっとサポートセンター》

(焼津市)

焼津市では、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する新たな支援体制として、「困りごとマルっとサポートセンター」を整備し、令和5年11月から稼働しました。焼津市では市内27課及び各種支援機関と連携した体制を構築し、さらに幅広く困りごとに対応するために、静岡県内で初めて、各種福祉施策の中核機関を統合し、総合中核機関を設置しました。

これまで1つの相談機関で対応していた複合課題を持つ事案に対して、複数機関による支援のコーディネート及びプラン作成等を行います。支援拒否の家庭や複合的な課題へのアプローチを図り、これまで届かなかった支援を目指し、包括的な支援体制を実施していきます。



## (2) 生活・就労・居住支援等の社会参加への支援

- ①高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など、支援を必要とする人やその世帯を取り巻く課題に包括的に対応するため、ライフステージに応じ生活全般に関する相談や体制の充実を図ります。
- ②高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者などの地域生活を支えるため、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの多様な主体による生活支援、就労支援、住まいの確保支援等の取組の促進を図り、必要な場合には社会資源の開拓やサービスの充実を市町と協力して促進します。
- ③「障害者働く幸せ創出センター」を拠点に、働くことに関する総合相談や情報収集・共有、企業と障害福祉サービス事業所の連携推進等の各種支援を行います。
- ④農業・農村分野の担い手不足の解消に努めるとともに、障害のある人の農業・農村分野での職域拡大を支援することで、工賃向上及び農業・農村分野での一般就労の拡大を図ります。
- ⑤障害のある人の農業・農村分野での就労機会の拡大や支援人材の育成などにより、農福連携を促進します。
- ⑥就職を希望する障害のある人、または在職中の障害のある人が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
- ⑦障害のある人の雇用機会の確保や職業訓練の実施、ジョブコーチの派遣などの就労支援施策に関係機関と連携して取り組みます。
- ⑧精神障害のある人の地域での安心で継続した生活を実現するため、関係機関のネットワーク化を図るとともに、障害当事者（ピア）などを支援員として育成し、活用を図ります。
- ⑨高齢者の生きがい対策及び社会参加のため、シルバー人材センターによる高齢者への多様な就業機会の提供の充実を図ります。
- ⑩移動支援に係る相談窓口を設置し、移動支援サービスの立ち上げや運営を支援します。また、移動支援サービス関係者間のネットワーク構築や情報提供等に係る支援を行います。

⑪市町の公共交通会議に参画し、公共交通機関を地域住民の移動に利活用する視点で助言を行っていきます。

⑫住宅確保要配慮者に対する住まい確保の相談先として居住支援法人の紹介や入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行います。また、地域の実情を踏まえたきめ細かな居住支援を実施するため、市町単位の居住支援協議会設立に向けた意見交換会や勉強会等を開催します。

⑬多様化、複合化した生活課題を抱える生活困窮者等に対し、包括的かつ継続的な相談に応じ、本人や世帯の状況に応じて就労等の支援、住居確保給付金の支給、一時的な住まいの確保等を行い、早期の生活の自立につなげます。

### (3) 各福祉分野の包括的な支援施策の推進

①認知症に対応した介護保険サービスの提供に加え、地域包括支援センターによる地域のネットワークづくりを通じて、医療、介護、福祉との連携をさらに深めるとともに、「認知症サポーター」の育成や認知症介護経験者による電話相談等を行い、認知症の方や家族を地域で支える体制づくりを推進します。

②認知症の鑑別診断や専門医療相談を行う「認知症疾患医療センター」の運営を支援し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るとともに、かかりつけ医や認知症サポート医の協力の下、早期発見、早期治療支援の体制づくりを推進します。

③若年性認知症の人については、医療、介護、福祉に加え、就労面や経済面を含む総合的な支援体制が必要になることから、若年性認知症相談窓口の設置や企業経営者向けのセミナーを開催する等、関係機関が連携した支援体制の整備を図るとともに、若年性認知症に関する正しい知識の普及に努めます。

④高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」が、様々な課題に包括的に対応し、多職種協働による個別事例の検討等を行う「地域ケア会議」を実施するよう体制の充実を促すとともに、地域の専門職等の多職種協働による支援体制の確保や解決に向けたサービスの調整、社会資源の開発などに取り組みます。

⑤企業における認知症についての理解を促進するため、認知症基本法に規定される生活関連企業や団体などに対して、認知症基本法の配慮義務等への理解促進や認知症バリアフリーの機運醸成を図ります。

- ⑤生活困窮者の早期把握や支援のための包括的な支援体制を構築し、生活困窮者の就労支援や社会参加への支援につなぐ伴走型支援を行うことにより、生活困窮者の状況に応じた早期の自立を目指します。
- ⑥障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、専門的な相談支援の充実や、市町の相談支援体制整備に係る支援を行うことにより、乳幼児期から高齢期に至るまで、様々なライフステージに応じた総合的・一体的な相談支援体制を構築します。
- ⑦子どものヤングケアラーに対する認知度の向上を図るとともに、支援の糸口となる相談先等を周知する取組を強化します。また、福祉・教育現場職員向けのヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシートや支援方法等を掲載したヤングケアラー支援ガイドラインを作成・周知します。
- ⑧支援を必要とする家庭に対して、乳幼児期からの切れ目のない包括的な支援体制の実現を図ります。
- ⑨ひとり親サポートセンターの相談員や母子・父子自立支援員等が、親や子どものライフステージに対応した適切な情報提供及び助言を行います。

#### **(4) ふじのくに型福祉サービス等の推進**

- ①年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような“垣根のない福祉”を理念とする「ふじのくに型福祉サービス」の普及を推進します。
- ②高齢者と障害のある人が同一事業所でサービスが受けられる共生型サービスの周知を図り、双方の相談支援機関の連携を推進します。
- ③ふじのくに型福祉サービスの取組が広がるように、好事例を情報発信するとともに、居場所づくりや共生型福祉施設に取り組もうとする団体や事業所に対してアドバイスを行い、活動を支援します。

#### **(5) 難病患者等の広域的な支援が必要な人への取組の推進**

- ①地域で生活する難病患者や家族などの日常生活における相談、療養・就労支援や地域交流活動の促進を図り、地域における難病患者や家族等の生きがいつくりや生活の質の向上を図ります。また、小児慢性特定疾病児童等とその家族に対し、医療費の助成、日常生活における相談、就学・就労支援や交流会等の開催、小児慢性特定疾病児童等へ日常生活用具を給付する市町への補助金の交付等を行い、児童の健全育成と患児家庭の負担軽減を図ります。

- ②犯罪をした人などが、社会で孤立することなく社会復帰ができるよう県民の理解と協力を図るため啓発活動を行います。また、必要な住まい、就労、修学、医療等が円滑に提供され、地域で自立した生活が送れるよう支援します。
- ③犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりを目指す更生保護団体等と協力して、更生保護事業に係る周知・啓発活動を行います。
- ④犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、県民の理解・協力を推進し、犯罪や非行のない安全・安心な地域を築くことを目的とした「社会を明るくする運動」を、国や更生保護団体と協働して推進します。
- ⑤賀茂地域において、人的・財政的に市町単独での消費生活センターの設置が困難であることから、平成28年4月から県及び賀茂地域1市5町により共同設置した「賀茂広域消費生活センター」において、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者への相談対応や消費者教育を実施します。

#### **(6) 福祉・保健・医療サービスの一体的な提供の支援**

- ①誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らしていける「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、効率的で質の高い医療提供体制の構築や医療と介護を一体的に提供する在宅医療・介護連携の推進など市町が実施する地域支援事業の促進を図るとともに、サービスの担い手を養成する生活支援コーディネーターの人材育成や住民意識の醸成などに取り組みます。
- ②高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」が、様々な課題に包括的に対応し、多職種協働による個別事例の検討等を行う「地域ケア会議」を実施するよう体制の充実を促すとともに、困難事例について、弁護士や社会福祉士等専門職の支援を受けられるよう取組を支援します。
- ③患者・家族の在宅での療養を支える、かかりつけ医等の普及定着及び病状急変等に速やかに対応できる支援体制の整備を促進します。
- ④訪問看護ステーション、居宅サービス事業者等からの適切な看護、介護サービス等の提供を図るため、福祉・保健・医療の連携による在宅ケアの支援体制を充実します。
- ⑤静岡県地域包括ケア情報システムの活用により、退院調整における円滑な医療・介護情報の共有を図るとともに、効率的な情報共有に取り組む地域に対する支援を行います。

## 2 希望や自立につなぐセーフティネットの整備



(1)	生活援護を必要とする人への支援の充実
(2)	生活困窮者の自立支援対策の充実
(3)	子どもの貧困対策の推進
(4)	自殺総合対策の推進
(5)	社会的孤立の防止

### 現状・課題

- 本県の生活保護受給世帯数は、令和4年度に 26,689 世帯であり、毎年少しずつ増加しています。また、令和2年1月に初めて国内で感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、県内の有効求人倍率は、令和元年に1.48倍でしたが、令和2年7月は0.90倍と1倍を下回り、令和5年6月は 1.26 倍となっています。
- 今後、経済や雇用状況の急激な悪化に伴い、生活が不安定になり孤立する人や生活援護を必要とする人が増加することが懸念され、生活保護の相談件数や新規申請件数が急増することが予想されます。
- 生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度は、政令市を含む23福祉事務所設置自治体と県（郡部12町）が実施主体であり、生活困窮者に対する自立相談支援など生活全般に係る包括的な支援を実施しています。
- 生活困窮者の課題は、複合的な課題が多く、住まい、就労、税金、家計、債務整理、健康、医療、司法等の生活全般にわたることから、相談支援体制の充実や個々の状況に応じた包括的な支援などセーフティネットの強化が必要です。
- 国民生活基礎調査（全国調査）の結果では、令和3年の子どもの貧困率（相対的貧困率）は 11.5% で、約 8.7 人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、令和4年4月に 86.7% と全国で 43 位でした。貧困の連鎖防止のため、子どもへの学習支援のほか、貧困率が高いひとり親家庭の保護者への支援も併せて行っていく必要があります。

- 本県の自殺者数は、減少傾向にあるものの、令和4年は前年より増加しています。コロナ禍を通じて女性が増加し、また、令和4年は特に中高年の男性が増加していることから、それぞれ対策が必要となっています。また、若年層の自殺者は横ばいであることから、若年層への対策は引き続き必要となっています。
- 「孤独・孤立対策推進法」が通常国会において成立し、令和6年4月1日から施行されます。この法律は、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進等について定めるものです。
- 孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において、誰にでも起こり得ます。それぞれのライフステージや生活環境・悩みに応じて、きめ細かな施策を推進することが必要です。また、孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、当事者等への支援を行う者それぞれ単独での対応は困難であることから、関係者相互間の連携と協働を促進することが必要です。
- 近年、女性の抱える困難な問題が多様化、複雑化、複合化していることから、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。この法律では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性を施策の対象とし、そうした女性の福祉が増進され、自立して過ごすことができる社会を実現することを目的としています。
- 困難な問題を抱える女性の自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関や民間団体と連携しながら、女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援が必要です。
- 内閣府が令和4年に実施した調査では、ひきこもり状態にある人の推計値は、15～64歳のうち、約50人に1人（全国で約146万人、本県では約4万人）とされています。また、厚生労働省は、ひきこもりの当事者や家族への支援に役立てるため、自治体や相談機関等を対象とする支援マニュアルの策定を進めています。
- 令和元年度に本県が市町と共同で民生委員・児童委員等を対象に実施したひきこもり等に関する状況調査では、民生委員・児童委員が把握している分析が可能なひきこもり状態にある人は2,082人となっています。
- 8050問題をはじめ、ひきこもりの背景にある生活課題は多様化、複合化していることから、市町において早期発見、早期支援につながる包括的な相談支援等の体



制が整備される必要があります。

○コロナ禍において、高齢者のサロンや子ども食堂などが休止し、これまで受けられていた支援が受けられないなどの状況が生じており、交流の減少や支援の方法の変化などにより、社会的な孤立状態が広がっていることが危惧されます。

## 施策の方向

○生活援護を必要とする人が、速やかに利用につながるよう申請等に係る支援体制の充実を図り、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を促します。

○生活保護や生活困窮により、支援を必要とする人の課題が複合化する中で、解決が困難な状況に至る前に早期に発見し、支援につなげられるよう、地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、教育委員会、保健所、社会福祉法人等と連携を図り、早期に自立相談支援につなげられるよう体制を整備します。また、相談に来ることができない人へのアウトリーチや専門職（医療、法律、福祉分野）などによる包括的な支援の実施により、自立相談支援機関の機能強化を図るほか、生活支援、居住支援、就労支援等の充実を図ります。

○子どもの貧困対策においては、「静岡県子どもの貧困対策計画」を策定し、これに基づき教育の支援、生活の安定に資する支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援及び経済的支援など総合的な支援に取り組むとともに、地域の居場所などでの学習支援や食事の提供、様々な体験学習などにより、地域ぐるみで子どもを育てる取組を促進します。

○誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、生きることへの包括的な支援の推進や関連施策との有機的な連携の強化を図り、市町や関係団体、民間団体等と連携・協働して、総合的な自殺対策に取り組みます。

○ひきこもり支援として、「静岡県ひきこもり支援センター」を設置し、本人やその家族等への相談支援やひきこもり支援従事者の養成、居場所づくりなどを行うとともに、各市町における相談支援体制の充実を促進します。

○孤独・孤立対策推進法が令和6年4月から施行されることを踏まえ、各市町において、関係機関等により構成され必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う「孤独・孤立対策地域協議会」の設置を促進します。

○関係機関や民間団体と困難な問題を抱える女性への支援の内容や方向性の協議を行う「静岡県困難女性支援調整会議（仮称）」を設置するなど、令和6年度からの「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）」に基づき、困難な問題を抱える女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を図ります。

○経済や雇用情勢の悪化などから、誰もが社会的孤立に陥る可能性があるため、生活に課題を抱え、地域で孤立する人を早期支援につなげるための体制整備を推進します。

○社会的孤立に対応するため、住民や民生委員・児童委員などによる見守りや声かけなどの地域の活動を推進するとともに、重層的なセーフティネットを構築し、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に支援につながるよう、住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体との連携や支援体制の強化を図っていきます。

## 主な取組

### (1) 生活援護を必要とする人への支援の充実

- ①生活援護を必要とする人に必要な保護を行い、就労による自立の促進、生活習慣病の予防等の取組強化、子どもの進学支援などにより、経済的、社会的な自立を促進します。
- ②失業等により、住宅を喪失した人又は喪失するおそれのある人に対する住宅や就労機会の確保に向けた支援を行います。
- ③生活保護受給者の就労促進を主体とした自立を図るため、支援の具体的な内容や実施手順を定めた生活保護自立支援プログラムに基づいた支援を行います。
- ④ホームレス等の自立を支援するため、巡回相談等を実施し、最適な支援につないでいきます。

### (2) 生活困窮者の自立支援対策の充実

- ①生活困窮者に対する支援は、一時的な支援に終わるのではなく、本人の状況に応じ、自立につなげる支援を継続的に行う必要があるため、就労支援をはじめとする個々の状況に応じた自立相談支援や居住確保支援、家計改善支援などの各種支援を実施し、第2のセーフティネットの充実を図ります。
- ②様々な複合的な課題を抱え、社会的に孤立傾向にある生活困窮者を早期に把握

し、支援につなげるよう関係機関との連携強化を図ります。

③ひとり親家庭の自立を支援するための相談や情報提供、講習会を実施します。

④経済的自立や在宅福祉、社会参加の促進を図るための生活福祉資金貸付事業の周知を図り、低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対する必要な貸付が適正に行うことができるよう県社会福祉協議会と連携し、事業の充実、体制強化を図ります。

### (3) 子どもの貧困対策の推進

①静岡県子どもの貧困対策計画に基づき、教育の支援、生活の安定に資する支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援及び経済的支援の4つを重点項目として、貧困の連鎖を断ち切る取組を推進します。

②様々な課題を抱える生活困窮世帯のうち子どもを有する世帯を対象に、課題に即した個別支援や、通所又は合宿形式による学びの場を提供し、子どもへの支援及び生活困窮世帯の自立支援を図ります。

③学校や家庭以外で、子どもが安心して過ごすことができる、子ども食堂などの様々な居場所づくりの取組を促進するため、円滑な立ち上げや持続的な活動に向けた支援に取り組みます。

### (4) 自殺総合対策の推進

企業や医療従事者等様々な分野でのゲートキーパーの養成やメディアを活用した自殺予防に関する情報発信を強化するほか、電話相談やLINE相談など、引き続き相談支援体制の強化を図ります。

### (5) 社会的孤立の防止

①孤独・孤立対策に取り組む官・民・NPO等の関係団体間のネットワークづくりを進め、行政と団体や団体間の相互理解を促進するとともに、各団体の得意分野を活かした多面的な支援につなげていきます。

②困難な問題を抱える女性が早期支援に結びつくよう、巡回やICTの活用等、多様な手段による広報・啓発の推進や、気軽に立ち寄り相談できる居場所づくりを民間団体と連携して推進します。

③ひきこもり状態で悩んでいる本人及び御家族を支援するとともに、関係機関や団体と連携し、社会参加に向けた継続的な支援体制を整備します。

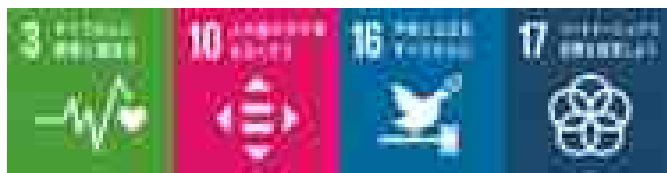
④高校生相当年齢から30歳代までの「社会的ひきこもり」傾向にある子ども・若

者の円滑な社会復帰及びその家族を支援するため、相談機能と交流機能を兼ね備えた場を提供します。

⑤ひとり暮らし高齢者、生活困窮者、外国人労働者、子育てや介護の課題を抱える世帯など、支援を必要とする人や世帯が必要な支援を受けられるよう住民、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政などの地域の多様な主体と連携し、相談・支援につながる仕組みやネットワークを構築します。

⑥生活に困窮するひきこもり状態にある人に対して、本人の状況に応じ、自立につながる支援を継続的に行い、自立相談支援や就労支援、家計改善支援などを通じて支援します。

### 3 権利擁護の推進



(1)	成年後見制度の利用促進
(2)	日常生活自立支援事業の促進
(3)	児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進
(4)	消費者被害等の防止に向けた取組の推進

#### 現状・課題

- 認知症高齢者の増加や障害のある人の地域生活への移行が進む中で、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できる環境づくりが必要です。本県の成年後見制度の利用者は、全国と同様に毎年増加していますが、対象となる人の増加率に比べて、制度利用がそれほど伸びていない現状にあります。このことから、必要な人が制度を利用できるように適切につなげていく必要があります。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく第2期成年後見制度利用促進基本計画に係るK P I（重要業績評価指標）では、市町の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実を図るなどの成年後見制度の利用を促進する取組のほか、県による市町支援機能の強化などが盛り込まれたことから、K P I 達成に向けた市町支援策の拡充が必要です。
- 市町の中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成の重要性は増しています。しかしながら、今後、成年後見のニーズ増加に伴い、司法や社会福祉に係る専門職が不足し、ニーズに応えられない地域が生じることが危惧されることから、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があります。また、必要とする人がどこに住んでいても、資力の状況に関わらず利用できる制度とすることが必要です。
- 成年後見制度のほかに、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を続けるため、金銭管理や福祉サービスの利用について援助する、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業がありますが、この事業においても利用者は毎年増加し、今後もその傾向は続くことから、事業の充実、強化が必要です。また、事業に従事する専門員や生活支援員等の資質向上や不正防止のための監督機能の強化を図り、事業の信頼性を高めていく必要があります。

○子ども、高齢者、障害のある人の虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害について、相談件数は毎年増加しており、特に、子どもの虐待の相談件数は、令和元年度に3,000件を超え、深刻な状況にあります。

○虐待や暴力は人権に係る重大な問題であり、生命の危険に及ぶような事案もあることから、被害防止に向けてそれぞれの対象者や特性に応じた切れ目ない支援が必要です。また、虐待に対して、弁護士、社会福祉士等の専門職チームの派遣など、専門職の活用促進を図る必要があります。さらに、県民の人権に対する意識を高め、虐待の未然防止や早期発見・早期対応につなげる必要があります。

○特殊詐欺等の消費者被害は、70歳代、80歳代が約8割と高齢者に被害が集中しています。高齢者や障害のある人が地域で権利や財産を侵害されることなく安心して暮らし続けることができるよう、被害者の特性に応じた注意喚起や広報、地域の見守りによる未然防止対策が必要です。

## 施策の方向

○成年後見制度について、後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用が必要です。

○どこに住んでいても、資力の状況に関わらず利用することができ、利用者がメリットを実感できる制度とするため、市町における成年後見制度利用促進に向けた体制構築を県・市町社会福祉協議会と連携して支援します。そのため、市町の地域連携ネットワークの構築や中核機関の整備を促進し、単独での整備が困難な場合には、広域での整備も踏まえた支援を行います。

○認知症高齢者等の増加により、成年後見制度の利用の増大が見込まれる中、適正な制度の利用を図る上で、権利擁護支援の人材確保が急務であることから、市民後見人等を育成するとともに、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成が必要です。また、受任後も親族後見人を含めて後見事務を専門的にバックアップができる体制の強化を推進します。

○中核機関には、成年後見制度以外の支援につなげる役割も担うことが求められていることから、地域共生社会の実現に向けた市町の包括的支援体制との有機的かつ効果的な連携を図るよう、市町に働きかけていきます。

○判断能力が十分でない人の金銭管理や福祉サービスの利用相談などの援助を行



う日常生活自立支援事業については、実施主体となる県社会福祉協議会とともに持続的かつ円滑な運営が可能となるよう、市町社会福祉協議会の実施体制の充実、強化を図ります。また、事業に従事する専門員や生活支援員等の資質向上や不正防止のための監督機能の強化を図り、事業の信頼性を高めます。この事業において、利用者の状態や意向に応じて、成年後見制度への移行支援など両制度の円滑な連携による利用の適正化を図ります。

- 虐待やDV被害に対しては、権利擁護のための意識啓発や通報義務の周知等を図り、虐待の未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応の体制強化を図ります。また、被害当事者の自立支援や心のケア、保護者・養護者等を含む世帯全体への支援を行います。
- 現在、高齢者分野において、虐待に係る弁護士、社会福祉士等の専門職の派遣を行っており、他の分野においても、今後、市町のニーズなどを把握して対応を検討していきます。
- 高齢者や障害のある人の消費者被害防止のため、世代や特性に応じた消費者教育の推進を図るとともに、周辺住民や福祉関係者が消費者被害に気づき、早期の段階で消費生活相談窓口につなげられるよう、啓発活動を促進し、住民や関係者間での見守り体制づくりを推進します。

## 主な取組

### (1) 成年後見制度の利用促進

- ① 親族後見人や市民後見人等の関係者及び市町・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修会を継続的に開催します。
- ② 判断能力が十分でない人を法律面や生活面で支援する成年後見制度を、どの地域に住んでいても、資力の状況に関わらず利用できるよう、申立費用や後見人等への報酬の助成などによる制度利用支援事業等の活用を市町に促すほか、県社会福祉協議会と連携して職員の資質向上のための実務研修を実施するなど、市町への専門的な支援を行います。
- ③ 市町における市民後見人等の養成研修や養成後の人材の育成・活用に向けた取組を支援します。また、法人後見実施団体の立上げと、地域連携ネットワークへの参画を支援します。
- ④ 権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関の整備に向け、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、家庭裁判所、市町、市町社会福祉協議会などから構成される協議会を開催し、連携強化を図ります。



- ⑤権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関の整備、市町成年後見制度利用促進計画に基づく市町の取組促進のため、相談支援事業により専門職等の派遣や必要な助言等を行います。
- ⑥権利擁護は、地域福祉の課題であることを踏まえ、市町成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画に位置付けることなどを含め、研修等を通じて市町の計画の策定を推進します。
- ⑦成年後見制度の適切な利用につなげるため、福祉関係者等に対して制度の理解促進を目的とした研修会等を開催します。

## **(2) 日常生活自立支援事業の促進**

- ①判断能力が十分でない人の金銭管理、福祉サービスの利用相談などの援助を行う日常生活自立支援事業の安定的な財源や必要な人員の確保などにより、体制の充実、強化を図ります。
- ②日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行による切れ目のない支援を行うため、専門員や生活支援員等に対する研修を実施し、制度間の円滑な連携を促進します。
- ③日常生活自立支援事業における金銭管理等支援サービスの適正化に向けて、市町社会福祉協議会の管理体制に係る指導や倫理研修を実施します。

## **(3) 児童、高齢者、障害児者の虐待やDV被害防止対策の推進**

- ①子どもの虐待予防のため、市町が実施する乳児家庭全戸訪問事業等の活用を促進します。
- ②複雑で困難な事案に関しては、各児童相談所に弁護士を配置し、法的対応機能の強化を図ります。
- ③高齢者の虐待防止のため、地域包括支援センターの機能を強化し、高齢者権利擁護のネットワーク構築を図ります。
- ④市町や地域包括支援センターからの相談に対応する高齢者の権利擁護窓口を設置します。また、市町を支援するため、県内各地域の事例解決に協力可能な弁護士や社会福祉士と連携し、必要に応じて専門職を派遣します。
- ⑤障害のある人の虐待防止のため、相談窓口となる市町職員や相談支援事業者、

障害福祉サービス事業者等に対して研修を実施し、虐待の未然防止に努めます。

- ⑥民間団体を含む関係機関などとの連携によるDV防止ネットワークの設置を促進するとともに、同ネットワークや要保護児童対策地域協議会の運営・活動の充実を支援します。

#### **(4) 消費者被害等の防止に向けた取組の推進**

- ①消費者被害防止の観点から、自力で解決するのが難しい高齢者や障害のある人等を家族や地域で見守るため、高齢者等の地域見守りネットワーク（消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」）を活用した見守り体制の整備を促進します。また、高齢者本人や見守り者への消費者被害防止に関する啓発に取り組めます。
- ②特殊詐欺対策として、自治会、金融機関、市町等の関係機関、団体と連携した各種被害防止対策を推進します。

## 4 福祉サービスを担う人材の養成・確保



(1)	福祉・介護人材の確保と定着支援
(2)	福祉・介護人材養成の推進
(3)	外国人介護人材の確保
(4)	県社会福祉人材センターの機能強化

### 現状・課題

○少子高齢化の進行や夫婦共働き世帯の増加などによる保育や介護等に対するニーズは多様化、拡大しており、福祉・介護人材の確保への対応が求められています。

○福祉・介護分野の令和4年度の有効求人倍率は、全産業が1.29倍であるのに比べ、介護関連では4.33倍、保育士等の福祉関連では3.63倍と高く、福祉・介護人材の確保が難しい状況が継続しています。

○特に、介護人材については、令和7（2025）年時点で約5,700人不足すると推計されており、人材確保のための対策が喫緊の課題です。

○生産年齢人口の減少が進む中、国内だけでは介護人材の確保が困難なため、外国人材の確保を強化する必要があります。

○福祉・介護分野の賃金水準や平均勤続年数は、全産業と比べて低く、労働環境の整備が必要です。また、介護福祉士や保育士等の有資格者がその関連業務に就いていないなど人材の有効活用にも課題があります。

### 施策の方向

○福祉・介護人材を確保するため、専門資格の取得を支援するとともに、潜在的な有資格者の復職支援に取り組みます。また、専門的な資格を持たない若者、女性、高齢者など多様な人材の活用により、福祉・介護人材の裾野を広げます。さらに、福祉・介護の仕事が人々の暮らしを支える大切な仕事であることや、仕事のやりがいと魅力を広く社会へ発信し、次世代の担い手の確保につなげます。

○保育士や介護職員が将来展望を持って長く働くことができる職場づくりを推進

するため、能力、資格、経験に応じた給与・処遇体系を定める「キャリアパス制度」の導入を支援し、処遇改善につなげます。また、介護ロボットやICT機器の活用や業務改善を促進し、業務の効率化による職員の負担軽減と生産性の向上を図り、働きやすい職場づくりを進めます。

○県社会福祉人材センターや県保育士・保育所支援センターにおいて、就労支援、マッチング、定着支援を行い、福祉・介護人材の確保を図ります。

○介護、保育、障害のそれぞれの分野において、キャリアに応じた専門的な研修の実施により、利用者本位の質の高いサービスが提供できる人材の育成を図ります。

○外国人介護人材の確保・育成・定着に係る支援機能を集約し、介護事業所を一体的に支援します。

○県社会福祉人材センターの機能強化により、年間1,000人の就職人数を目標に就労支援、マッチング、定着支援を行うほか、福祉・労働・教育施策における人材養成事業を充実し、就労促進と資質の向上を図ります。

## 主な取組

### (1) 福祉・介護人材の確保と定着支援

①介護福祉士養成施設の在学生等に修学資金を貸与し、介護福祉士の資格取得を支援するとともに、制度を中学生や高校生、教員、保護者等へ周知することにより、福祉系高校や県内の社会福祉施設等への就業を促進します。

②結婚や出産等により離職した有資格者や介護職経験者に対し、研修や事業所とのマッチングを実施し、復職を支援します。

③専門的な資格を持たない方に向けた実務経験や研修受講を通して、新たな人材の就業促進を図ります。

④介護の入門的研修の実施等による、介護の周辺業務を担う「介護サポーター」の育成により、介護分野の担い手のすそ野を広げながら、専門職員の負担軽減を図ります。

⑤若手介護職員や経験豊かな介護職員による出前授業等を通じて、小学生、中学生、高校生等に対し、介護の魅力を発信するとともに、教員や保護者に対しても介護の仕事に関する具体的な情報を発信し、若年層の介護分野への就業を促進します。

- ⑥働きやすい職場づくりに積極的に取り組む介護事業所を表彰するとともに、人材育成の推進や労働環境の改善等の項目で一定基準を満たす「働きやすい介護事業所」の認証を受けた介護事業所の取組の周知等により、労働環境改善の取組を促進します。
- ⑦介護現場の革新と生産性向上に関し、介護事業者に対するワンストップ型の総合的な支援を実施するため「介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置し、ICT機器等を活用した業務改善を支援し、介護現場の生産性向上の取組を促進を図ります。
- ⑧介護職員や保育士等が将来展望を持って長く働くことができるよう、「キャリアパス制度」の導入を支援するなど、介護職員や保育士等の処遇改善による定着率の向上を図ります。
- ⑨介護職員や保育士等が安心して出産等に専念できるよう、一時的に従事できない介護職員等の代替職員を雇用する事業所を支援します。
- ⑩長時間労働の是正や多様な人材の活躍が求められているため、経営者・管理職に対する多様な人材の活躍や多様な働き方に関するセミナーやアドバイザーの派遣等により、仕事と家庭との両立や働きやすい職場環境の整備を支援します。
- ⑪県が実施主体となる県社会福祉人材センターと県保育士・保育所支援センターを県社会福祉協議会に委託して設置し、求職・求人情報の紹介、個別相談支援、人材の掘り起こし、マッチング、定着支援などの各種事業を通じて、福祉・介護人材の確保を図ります。

## (2) 福祉・介護人材養成の推進

- ①県社会福祉人材センターや職能団体、介護福祉士養成施設等が行う研修を支援するとともに、独自では教育研修を実施することが困難な小規模事業所の職員を対象とした研修の実施により、資質の向上を支援します。
- ②法定研修等を通じて介護支援専門員の養成とケアマネジメントの質の向上を図るとともに、相談窓口の拡充やAIなど新たな技術の導入により働きやすい環境を整備し、介護支援専門員の定着を図ります。
- ③ホームヘルパーの仕事に対する理解促進を図るため、若手介護職員や経験豊かな介護職員による出前講座等により、ホームヘルパーのやりがいや魅力、仕事内容を県民に広く情報発信します。訪問介護員等を養成するため、介護職員初

任者研修を推進するとともに、訪問介護員に対する現任研修を通じて訪問介護員の資質向上を図ります。

- ④保育士、放課後児童指導員等の研修を充実し、資質向上と子育て支援機能の強化を図ります。
- ⑤多様な子育てに係る事業の担い手等を確保するため、子育て支援員研修や放課後児童支援員認定資格研修を実施します。
- ⑥「静岡県社会的養育推進計画」に基づき、児童養護施設等の小規模化や地域分散化を進めます。
- ⑦里親等委託の推進のため新たな里親登録を推進するとともに、里親への包括的な支援環境の整備を図ります。
- ⑧各種の相談支援従事者の研修を充実し、相談支援体制の強化を図ります。
- ⑨サービス管理責任者等の研修を充実し、障害福祉サービスの資質向上を図ります。
- ⑩障害のある人の地域生活を支援するため、強度行動障害支援者、同行援護従事者等の研修を充実します。
- ⑪知的障害のある人の地域での自立と就労の契機とするための知的障害者居宅介護職員養成研修事業を実施します。
- ⑫社会福祉法人経営者協議会の実施する社会福祉法人等への経営指導事業を促進します。
- ⑬離転職者向けの職業訓練の中で介護分野での就職を目指すためのコースを実施します。

### (3) 外国人介護人材の確保

- ①外国人介護人材の確保のため、介護事業所を運営する複数の法人の連携促進や、受入ルートの開拓を支援するとともに、相談対応や専門家派遣等により、外国人介護人材の雇用制度の理解促進と円滑な受入れを支援します。
- ②外国人介護職員の育成・定着のため、外国人介護職員の事業所を超えたネットワークづくりや、日本語学習を支援するほか、介護事業所におけるキャリア

アップ支援の取組を促進します。

③ 本県への就労や留学を希望する外国人人材と介護事業所等とのマッチングを支援し、新規人材の確保を図ります。

④ 県内の介護事業所での就業を目指す留学生に対して、学費や生活費の一部を助成し、介護福祉士資格の取得及び就業を支援します。

#### **(4) 県社会福祉人材センターの機能強化**

① 無料職業紹介、就職相談会、インターネットによる職業紹介等の事業を推進し、全国トップレベルの就職者数、就職率等の実績を維持するとともに、キャリア支援専門員を配置して、個々の求職者に最適な職場の開拓、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を実施するなど、更なる事業の充実により機能強化を図ります。

② 公的な人材紹介事業の体制強化に向け、県福祉人材センターの運営等について審議する運営委員会にハローワークなどとともに県から参画するほか、県社会福祉人材センターの運営を支援していきます。

③ 福祉サービスの質の向上等を図るため、社会福祉施設職員等への研修事業を充実するとともに、受講者アンケート等から研修内容を評価し、満足度の高い研修の実施に努めます。

④ 福祉・介護人材の確保について、関係機関と課題等について協議、研究する場等を設けるなど、協働・連携の強化に努めます。

⑤ WEBやICT機器等を活用し、新しい生活様式に対応した福祉体験や就職相談会、個別就労支援によるマッチング等により、就労支援の充実を努めます。



## 5 福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上



(1)	苦情解決体制の整備促進
(2)	福祉サービス第三者評価等の推進
(3)	社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施
(4)	福祉サービスの情報の公表

### 現状・課題

- 福祉サービスの利用に当たり、利用者が社会福祉事業者と対等な立場で、必要なサービスを選択し、利用できることが大切ですが、利用者本位のサービスが提供されなかったり、利用者の尊厳や権利が守られない場合には、公正・中立な機関による苦情処理の仕組みが確保され、適正な利用が妨げられないようにする必要があります。
- 社会福祉事業者は、利用者の生活課題に応じ、総合的かつ継続的に必要なサービスが提供されるよう、自ら提供するサービスの質の向上を図ることが重要です。
- 行政は、社会福祉事業者が適正にサービスを行うよう指導監督体制の強化を図る必要があります。
- 利用者が自らサービスを選択し利用できるよう、サービスの選択に資する情報が適正に公表され、こうした情報について、入手しやすい環境の整備を図る必要があります。

### 施策の方向

- 社会福祉事業者が、事業所内に自らのサービスに対する苦情相談窓口を設置し、自らのサービスの質の改善や向上を図ることができるよう、適正な苦情処理体制の整備を推進します。それでも解決が図られない場合には、公正性・中立性を確保するため、第三者委員で構成された運営適正化委員会を県社会福祉協議会内に設置し、的確・迅速な苦情解決を促進します。
- 社会福祉事業者が自ら提供するサービスの評価を行う福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに、指導監査等により社会福祉事業の健全な運営の確保を

図ります。

○利用者のサービス選択に資する情報が適切に提供できるようサービス情報の公表を行います。

## 主な取組

### (1) 苦情解決体制の整備促進

- ①苦情受付窓口の設置等、社会福祉事業者の苦情解決を迅速かつ適切に行う体制の整備を促進します。
- ②運営適正化委員会において、第三者委員による的確・迅速な苦情解決を促進します。

### (2) 福祉サービス第三者評価等の推進

受審意欲醸成のための研修会の開催、評価機関及び評価調査者の育成等により、福祉サービス第三者評価を推進します。

### (3) 社会福祉事業の健全な運営の確保を図るための指導監査等の実施

- ①指導監査職員研修の充実、監査実施方法の標準化・統一化等により効果的、効率的な指導監査を実施します。保育施設については、一般指導監査のほかに安全管理体制の確保等のための無通告の随時指導監査等を実施します。
- ②介護サービス事業者及びサービス付き高齢者向け住宅事業者への指導監督体制を強化することにより、利用者からの苦情への迅速かつ適切な対応等を通じて、適切なサービス提供を促進します。

### (4) 福祉サービスの情報の公表

利用者が適切に事業者を選択できるよう、介護サービス情報の公表制度を推進します。

## 第3章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内連携による取組の推進

本計画を実効性あるものとして推進していくため、庁内関係部局で組織する「静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部」、外部の有識者・専門家で構成する「静岡県地域福祉支援計画評価委員会」の開催等を通じ、連携して取組を推進していきます。

毎年、数値目標等を基準に施策の成果や進捗状況を管理し、県ホームページに公表します。

#### (2) 外部会議等を活用した意見聴取

本計画の「静岡県地域福祉支援計画策定委員会」、「静岡県地域福祉支援計画評価委員会」、学識経験者や社会福祉団体等の代表で構成される「静岡県社会福祉審議会」など、外部の構成員による会議を活用し、必要に応じて進捗状況や成果等を報告し、計画の推進に関して意見聴取を行い、施策や個別の事業に反映します。

#### (3) 関係機関等との情報交換等による状況把握と取組の支援

市町・市町社会福祉協議会とのブロック会議や住民、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体等との意見交換会等を通じて、各市町の地域福祉の現状や地域福祉計画の推進状況等を把握します。また、地域福祉に関する先進事例の紹介、研修会の開催等により、市町の地域福祉の推進に資する情報を積極的に提供します。

### 2 目標設定と進捗管理

#### (1) 目標設定

市町における地域福祉計画や静岡県社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画による地域福祉施策、関連する各個別計画の施策の内容などを踏まえ、適切な数値目標を設定するとともに、施策の基本方向を明確化します。

なお、関連する各個別計画で定めた数値目標の達成や施策の推進については、それぞれの計画で推進することを基本とし、毎年の進捗状況調査等において数値目標の内容に変更があったときはこれを見直します。

#### (2) 進捗管理

計画の進捗管理に当たっては、1の計画の推進体制により、策定後も本計画について、調査、分析及び評価を行うよう努め、必要に応じて、本計画を見直すものとします。

## 指標一覧

### 3 数値目標

数値目標については、成果指標と活動指標に分け、55項目としました。

#### 成果指標

大柱	項目	現 状		目 標		備 考
		年 度	実 績	年 度	目 標 値	
I	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	R4	31.3%	R7	40.0%	県民生活課
II	県民の地域活動への参加状況	R4	79.5%	R7	87.0%以上 (毎年度)	地域振興課
III	包括的相談支援体制の整備を行った市町数	R4	21市町	R6	35市町	福祉長寿政策課

※関連する各個別計画からの指標については、各個別計画の更新時に合わせ、本計画の指標を見直します。

#### 活動指標

### I 共生の意識づくり

中柱	項目	現 状		目 標		備 考
		年 度	実 績	年 度	目 標 値	
1	仕事と子育て(介護)の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合	R4	88.5%	R7	95% (毎年度)	労働雇用政策課
1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した中小企業数	R4	2,416社	R6	2,600社	労働雇用政策課
1	人権啓発講座等参加人数	R4	18,501人	R7	30,000人 (毎年度)	人権同和対策室
2	小中学校における地域学校協働本部整備率(学校数)	R4	72% (344/475校)	R7	85%	社会教育課

中柱	項目	現 状		目 標		備 考
		年 度	実 績	年 度	目 標 値	
2	人づくり地域懇談会参加者数	R4	25,774 人	<u>R7</u>	20,000 人 (毎年度)	総合 教育課
2	地域学校協働活動推進員等養成講座受講者数	R4	56 人	R8	40 人 (毎年度)	社会 教育課
2	家庭教育支援員等養成研修会参加者数	R4	25 人	R8	80 人 (毎年度)	社会 教育課
3	<u>地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合</u>	R4	小学生 51.7% 中学生 43.2%	<u>R8</u>	<u>小学生 55%</u> <u>中学生 45%</u>	義務 教育課
3	県立高等学校(全日制等)のうち保育・介護体験を実施している学校の割合	R4	53.3%	<u>R7</u>	100% (毎年度)	高校 教育課
3	「共生・共育」の推進に向け、居住地域での交流を実施した児童生徒の数	R4	実施人数 948 人	<u>R7</u>	<u>実施人数</u> <u>1,500 人</u>	特別支援 教育課
3	教育活動において、外部人材を活用した学校の割合	R4	小学校 99.0% 中学校 97.6% 高等学校 99.1% 特別支援学校 94.7%	R8	100% (毎年度)	社会 教育課

## Ⅱ 共生の地域づくり

中 柱	項 目	現 状		目 標		備 考
		年 度	実 績	年 度	目 標 値	
1	地域福祉コーディネーターの養成者数	R4	24 人	R8	30 人 (毎年度)	福祉長寿 政策課
1	「しずおか子育て優待カード事業」協賛店舗数	R5	6,904 店舗	R6	8,200 店舗	こども 未来課
1	市町における地域の青少年声掛け運動実施率	R4	100%	R7	100% (毎年度)	社会 教育課
1	「通いの場」設置数	R3	4,665 箇所	<u>R7</u>	<u>6,100 箇所</u>	健康 増進課
1	コミュニティカレッジ修了者数 (平成 25 年度までの累計 640 人)	R4	累計 1,259 人	<u>R7</u>	<u>累計 1,440 人</u>	地域 振興課
2	民生委員・児童委員の充足率	R4	97.0%	R8	100% (毎年度)	地域 福祉課
2	ふじさんっこ応援隊の参加 団体数	R4	2,133 団体	R6	5,500 団体	こども 未来課
3	静岡県ゆずりあい駐車場制度の 民間協力施設数	R4	1,152 施設	R6	1,200 施設	福祉長寿 政策課
3	<u>県内の乗降客数 2,000 人/日以上の鉄道駅のユニバーサルデザイン化の割合</u>	R4	86.2%	<u>R7</u>	<u>100%</u>	地域 交通課
3	バリアフリー対応バス車両の 導入率	R3	87.0%	R6	<u>88.8%</u>	地域 交通課
3	<u>ユニバーサルデザイン情報発信回数</u>	R4	216 回	<u>R7</u>	<u>180 回</u> (毎年度)	県民 生活課
3	<u>心のUDを促進する講座の実施回数</u>	R4	48 回	<u>R7</u>	<u>40 回</u> (毎年度)	県民 生活課
4	地域防災力強化人材育成研修 受講者(累計)	R4	31,732 人	<u>R7</u>	<u>30,000 人</u>	危機 情報課
4	<u>優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成が完了した市町数</u>	R4	11 市町	<u>R8</u>	<u>全市町</u>	健康福祉部 企画政策課
4	刑法犯認知件数	R4	14,269 件	<u>R7</u>	<u>12,000 件</u> 以下	くらし交 通 安全課

### Ⅲ 福祉の基盤づくり

中 柱	項 目	現 状		目 標		備 考
		年 度	実 績	年 度	目 標 値	
1	自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合 (5年毎の調査)	R2	48.3%	R6	70.0%	障害者 政策課
1	保育所待機児童数	R5	5人	R6	0人 (毎年度)	こども 未来課
1	放課後児童クラブ待機児童数	R4	803人	R6	0人 (毎年度)	こども 未来課
1	延長保育実施箇所数	R3	706箇所	R6	750箇所	こども 未来課
1	福祉施設の入所者の地域生活 への移行(各計画期間の累計)	R4	166人 (R2~4)	R8	211人 (R5~8)	障害者 政策課
1	福祉施設から一般就労へ移行 した障害のある人の数	R4	460人	R8	773人	障害者 政策課
1	障害者雇用率	R4	2.32%	R7	2.7%	労働雇用 政策課
1	シルバー人材センターの就業 延人員	R4	1,984,472 人日	R8	2,350,000 人日以上	労働雇用 政策課
1	地域生活支援拠点等設置数	R4	17箇所	R7	24箇所	障害者 政策課
1	障害のある人を受け入れている 介護サービス事業所(基準該 当登録事業所数)	R4	65箇所	R7	90箇所	障害者 政策課
1	再犯者率	R4	44.7%	R7	45.0%以下	くらし交通 安全課
2	就労支援事業等に参加した者 のうち、就労した者及び就労に よる収入が増加した者の割合	R4	37.4%	R7	50.0%	地域 福祉課
2	人口10万人当たり ホームレス数	R4	1.31人	R8	4人以下 (毎年度)	地域 福祉課
2	自殺による死亡者数	R4	605人	R7	500人未満	障害 福祉課



中柱	項目	現 状		目 標		備 考
		年 度	実 績	年 度	目 標 値	
3	成年後見制度利用促進研修 参加人数	R4	1,312 人	R8	900 人 (毎年度)	地域 福祉課
3	権利擁護の地域連携ネットワ ークの中核となる機関の整備 市町数	R4	31 市町	R6	35 市町	地域 福祉課
4	介護職員数	R4	数値公表前	R7	62,988 人	介護 保険課
4	介護支援専門員数	R4	数値公表前	R7	6,306 人	介護 保険課
4	EPA、特定技能等による外国 人介護職員の県内受入者数	R4	559 人	R8	697 人	介護 保険課
4	相談支援専門員養成数	R4	137 人	R7	120 人 (毎年度)	障害者 政策課
4	県立高等学校(全日制等)のう ち保育・介護体験を実施してい る学校の割合	R4	53.3%	R7	100% (毎年度)	高校 教育課
4	社会福祉人材センターにおける 就職者数	R4	668 人	R8	1,000 人 (毎年度)	地域 福祉課
4	社会福祉人材センター研修 受講者数満足度割合	R4	99.6%	R8	95%以上 (毎年度)	地域 福祉課
5	福祉サービスの第三者評価 受審数(累計)	R4	602 施設	R8	770 施設	福祉 指導課
5	社会福祉事業者定期指導 実施率	R4	65.3%	R8	100% (毎年度)	福祉 指導課
5	介護サービス情報公表 事業所の割合	R4	99.3%	R7	100% (毎年度)	福祉 指導課

※関連する各個別計画からの指標については、各個別計画の更新時に合わせ、本計画の指標を見直します。

## I 静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部設置要綱

(目的)

第1条 静岡県地域福祉支援計画の策定及び推進を図るため、静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 静岡県地域福祉支援計画の策定及び推進
- (2) 市町地域福祉計画の策定及び推進に関する支援
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(本部)

第3条 本部は、別表に掲げる本部員をもって構成する。

2 本部に本部長を置き、本部長には健康福祉部長をもって充てる。

3 本部は、別に組織する静岡県地域福祉支援計画策定委員会と連携して、所掌事務に当たるものとする。

(作業部会)

第4条 第2条に掲げる事務に係る調査研究等を行うため、本部に静岡県地域福祉支援計画策定・推進作業部会（以下「作業部会」という。）を必要に応じて置くことができる。

2 作業部会は、本部員の所属する課等のうち、部会長が必要と認める課等の職員及び部会長が必要と認める健康福祉センターの職員等をもって構成する。

3 作業部会の部会長は、健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課長をもって充てる。

(会議)

第5条 本部の会議は本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。

2 本部長が必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の事務局は、健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

## 静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部

区 分	部局名	役職名
本部長	健康福祉部	健康福祉部長
本部員	知事直轄組織	政策推進局長
		地域外交局長
	危機管理部	危機管理部参事（政策調整担当）
	経営管理部	地域振興局長
	くらし・環境部	政策管理局長
		県民生活局長
		建築住宅局長
	スポーツ・文化観光部	スポーツ局長
		総合教育局長
	健康福祉部	理事（医療介護連携対策担当）
		政策管理局長
		福祉長寿局長
		こども未来局長
		障害者支援局長
		医療局長
		健康局長
		生活衛生局長
経済産業部	政策管理局長	
	就業支援局長	
交通基盤部	政策管理局長	
教育委員会事務局	教育部参事（総括担当）	
警察本部	総務部参事官兼総務課長	
事務局	健康福祉部	福祉長寿政策課長

## Ⅱ 静岡県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づき策定する静岡県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）を検討し、広く県民の意見を反映させるため、静岡県地域福祉支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、支援計画の策定に関する事項について検討する。

### (組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱した別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、令和2年5月1日から令和3年3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### (庶務)

第5条 委員会の事務局は、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

別表

静岡県地域福祉支援計画策定委員会名簿

◎委員長 ○副委員長 ※50音順

氏名	職業又は役職名
青島 英一郎	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 静岡支部長
安藤 千晶	一般社団法人静岡県社会福祉士会元副会長 静岡市清水医師会在宅医療介護相談室 室長
太田嶋 俊彦	静岡県保育連合会理事
奥田 真美	NPO 法人みんなの家 静岡宅老所・グループホーム連絡協議会元会長
小柳津 順平	藤枝市健康福祉部自立支援課係長
幸田 享子	一般財団法人静岡県老人クラブ連合会副会長
五味 響子	NPO 法人静岡県ボランティア協会副理事長 静岡市番町市民活動センター長
古本 達也	静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長
齋藤 昌一	一般社団法人静岡県医師会理事
杉本 正	静岡県民生委員児童委員協議会会長
土屋 幸己	一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表理事
◎中島 修	文京学院大学人間学部人間福祉学科教授
中村 彰男	KHJ 静岡県いっぷく会代表 (NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会静岡県支部)
○西村 慎言	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部 部長代理
松井 洋治	社会福祉法人掛川市社会福祉協議会事務局次長
諸田 嘉人	社会福祉法人・学校法人天竜厚生会 地域福祉事業部地域福祉課課長
山本 真由美	静岡県手をつなぐ育成会常任理事

### Ⅲ 静岡県地域福祉支援計画評価委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 静岡県地域福祉支援計画の推進により地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づき静岡県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）の評価等を行う静岡県地域福祉支援計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、支援計画に関する以下の事務を行う。

- (1) 支援計画の調査、分析及び評価に関すること。
- (2) 支援計画の進捗管理に関すること。
- (3) 支援計画の中間見直しに関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、福祉・医療関係者、地域福祉実践者、学識経験者等をもって構成する。

- 2 委員の任期は、3年を超えない範囲で別に定め、再任を妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、副委員長は委員長の指名により選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第5条 委員会の事務局は、健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課に置く。

#### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

別表

静岡県地域福祉支援計画評価委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長 ※50音順

氏名	職業又は役職名
稲垣 康次	富士宮市福祉企画課長
岩倉 睦弘	静岡県民生委員児童委員協議会会長
五味 響子	NPO 法人静岡県ボランティア協会副理事長
竹内 浩視	一般社団法人静岡県医師会理事
土屋 幸己	一般社団法人コミュニティーネットハピネス 代表取締役
◎中島 修	文京学院大学人間学部人間福祉学科教授
中村 彰男	KHJ 静岡県いっぷく会会長 (NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会静岡県支部)
○松田 智	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部長
見野 孝子	株式会社LCウェルネス代表取締役
守谷 充子	社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地域福祉課長
諸田 嘉人	社会福祉法人天竜厚生会 地域福祉事業部地域福祉課長



## IV 計画に位置付ける施策とSDGsの関連

持続可能な社会の実現を目指し、平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、令和12(2030)年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められている。

### SDGsの17の目標

- あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ジェンダー(社会的・心理的性別)の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(能力強化)を行う
- すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい雇用)を促進する
- レジリエント(強靱)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
- 国内と国家間の不平等を是正する
- 包摂的、安全、レジリエント(強靱)で持続可能な都市と人間居住を実現する
- 持続可能な生産消費形態を確保する
- 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する
- 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
- 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



## V 社会福祉法（抄） （昭和 26 年法律第 45 号）

### （目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

### （福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

### （地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### （福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進にあつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の重層的支援体制整備事業とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
    - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
    - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
    - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
    - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
  - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
  - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
    - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
    - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
    - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
    - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
  - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜

の提供を包括的かつ継続的に行う事業

- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

- 第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
  - 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
  - 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
  - 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

- 第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
  - 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
  - 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努め

るものとする。

- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村の支弁)

第百六条の七 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。

(市町村に対する交付金の交付)

第百六条の八 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

- 一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額
- 二 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者（以下この号において「第一号被保険者」という。）の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額
- 三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額に、介護保険法第二百五条第二項に規定する第二号被保険者負担率（第百六条の十第二号において「第二号被保険者負担率」という。）に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（次条第二号において「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額
- 四 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額
- 五 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第一号、第三号及び前号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額

第百六条の九 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

- 一 前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の十二・五に相当する額
- 二 特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額
- 三 第百六条の七の規定により市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額

(市町村の一般会計への繰入れ)

第百六条の十 市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

- 一 第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額
- 二 第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額

(重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整)

- 第百六条の十一 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法第百二十二条の二(第三項を除く。)並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定の適用については、第百二十二条の二第一項中「費用」とあるのは「費用(社会福祉法第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業(以下「重層的支援体制整備事業」という。)として行う同条第二項第三号イに掲げる事業に要する費用を除く。次項及び第百二十三条第三項において同じ。)」と、同条第四項中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。
- 2 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十二条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用(社会福祉法第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同条第二項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。
- 3 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における子ども・子育て支援法第六十五条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用(社会福祉法第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同条第二項第一号ハ及び第三号ニに掲げる事業に要する費用を除く。)」とする。
- 4 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における生活困窮者自立支援法第十二条、第十四条及び第十五条第一項の規定の適用については、同法第十二条第一号中「費用」とあるのは「費用(社会福祉法第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業(以下「重層的支援体制整備事業」という。)として行う同条第二項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。)」と、同法第十四条中「費用」とあるのは「費用(重層的支援体制整備事業として行う事業の実施に要する費用を除く。)」と、同法第十五条第一項第一号中「額」とあるのは「額(重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を除く。)」とする。

(市町村地域福祉計画)

- 第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

- 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。







## 第4期静岡県地域福祉支援計画中間見直し

令和6年3月

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追町9番6号  
TEL 054-221-2052 FAX 054-221-3279  
E-mail fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp